

**薬局における麻薬・向精神薬  
・覚せい剤原料取扱いの手引**

**福島県保健福祉部薬務課**

**平成21年10月作成**

# 目 次

## 第1章 麻薬について

第1. 麻薬小売業者の免許	P 1
第2. 麻薬小売業者の業務	P 3
第3. 管理・保管	P 4
第4. 麻薬処方せんの受付	P 4
第5. 記録	P 5
第6. 廃棄	P 9
第7. 事故届	P 9
第8. 年間届	P 10
第9. 携帯輸出入	P 10
第10. 服薬指導	P 11
第11. 立入検査	P 11
第12. 麻薬小売業者間譲渡・譲受	P 11
第13. その他	
・保健所一覧	P 13
・麻薬の廃棄手続き	P 14

## 第2章 向精神薬について

第1. 分類	P 18
第2. 向精神薬小売業者の免許	P 18
第3. 譲受け	P 18
第4. 譲渡し	P 19
第5. 不備又は不審な処方せんの取り扱い	P 19
第6. 記録	P 19
第7. 保管	P 20
第8. 事故	P 20
第9. 廃棄	P 20
第10. 薬局管理者の義務	P 21
第11. 立入検査	P 21
第12. その他	P 21

## (参考)

・向精神薬(商品名:例示)一覧表	P 22
(譲渡・譲受等に関する記録が必要となる向精神薬(第1種・第2種))	
・法人、団体等麻薬業務関係役員組織図例	P 23

## 第3章 覚せい剤原料について

第1. 医薬品原料である覚せい剤原料	P 24
第2. 譲受・譲渡	P 25
第3. 所持	P 27
第4. 使 用	P 28
第5. 保 管	P 29
第6. 管 理	P 29
第7. 記 錄	P 30
第8. 廃棄届	P 31
第9. 事 故 届	P 32
第10. 業務廃止等	P 32
第11. 立入検査	P 33
第12. そ の 他	P 33

様式について (裏面のとおり)	P 35～87
-----------------	---------

麻薬・向精神薬・覚せい剤原料の取扱いに関するQ & A	P 88～98
-----------------------------	---------

## 参 考

・医療用麻薬廃棄方法一覧	P 99
・麻薬取扱者免許番号について	P 104

# 麻薬事務手続き一覧表

平成21年4月現在

申請・届出の種類	添付書類	提出部数	参考事項
麻薬小売業者免許申請書	診断書	2	手数料4,500円(申請書正本に貼付) (P35~38)
麻薬小売業者業務廃止届	麻薬免許証	2	15日以内に提出 (P39~40)
麻薬現在量届		2	麻薬業務所でなくなった場合に 15日以内に提出 (P41~42)
麻薬小売業者免許証返納届	麻薬免許証	2	15日以内に提出 (P43~44)
麻薬小売業者免許証記載事項変更届	麻薬免許証	2	15日以内に提出 (P45~46)
麻薬小売業者法人役員変更届	・診断書 ・業務を行う役員の組織規定図	2	15日以内に提出 (P47~48)
麻薬小売業者免許証再交付申請	き損:免許証 紛失:てん末書	2	手数料3,100円(申請書正本に貼付) 15日以内に申請 (P49~50)
麻薬廃棄届		2	使用不能等の理由で麻薬を廃棄しようとする場合、事前に提出。 (提出時に廃棄日等の打合せ)
麻薬廃棄完了報告書		2	保健所職員の立会の下で廃棄し、完了報告書を提出 (P55~58)
調剤済麻薬廃棄届		2	廃棄後30日以内に提出 (P59~60)
麻薬譲受証		1	麻薬を譲受ける際、事前又は譲渡証と同時に麻薬卸売業者等に提出する。 (P51~52)
麻薬譲渡届	麻薬小売業でなくなった日から50日以内であれば、許可を受けず譲渡可能	2	麻薬小売業者でなくなり、県内の麻薬営業者等に所有麻薬を50日以内に譲渡した場合 (P53~54)
麻薬事故届		2	開設者が事故発生後、速やかに届出 (P61~62)
麻薬受払等届		2	開設者が毎年9月30日現在で作成し提出。 3部作成し1部を控えとして保管すること。 (P63~64)
麻薬受払等訂正願		2	速やかに提出 (P65~66)
麻薬帳簿の様式			(P67~68)

申請・届出の種類	添付書類	提出部数	参考事項
向精神薬事故届		2	事故発生後、速やかに届出 (P69~70)
覚せい剤原料譲受証 (譲渡証)		1	覚せい剤原料を譲受ける際、事前又は譲渡証と同時に覚せい剤原料取扱者等に提出する。 (P71~74)
覚せい剤原料廃棄届		2	使用不能等の理由で覚せい剤原料を廃棄しようとする場合、事前に提出。 (提出時に廃棄日等の打合せ) 保健所職員の立会の下で廃棄し、完了報告書を提出 (P75~78)
覚せい剤原料事故届		2	事故発生後 速やかに届出 (P79~80)
業務廃止等に伴う 覚せい剤原料所有 数量報告書		2	薬局を廃止した場合、15日以内に提出 (P81~82)
業務廃止等に伴う 覚せい剤原料譲渡 報告書	薬局施設を廃止した日から30日以内 であれば、法に規定する者に譲渡可能	2	薬局を廃止し、法に基づき所有する 覚せい剤原料を譲渡した場合、速やかに提出 (P83~84)
業務廃止等に伴う 覚せい剤原料処分 願出書		2	薬局を廃止し、30日以内に所有する 覚せい剤原料を法に規定する者に譲渡できなかった場合、速やかに提出 (P85~86)
覚せい剤原料の帳簿様式			(P87)

# 第1章 麻薬について

## 第1 麻薬小売業者の免許

薬局で麻薬を調剤するには、麻薬小売業者の免許を取得することが必要です。

### 1 麻薬小売業者(麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)第2条)

麻薬小売業者とは、都道府県知事(以下「知事」という。)の免許を受けて、麻薬施用者が発行した麻薬を記載した処方せん(以下「麻薬処方せん」という。)に基づき、調剤した麻薬を譲り渡すことを業とするものです。

麻薬施用者：知事の免許を受けて、疾病治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のために交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者です。

#### (1) 免許の申請 (法第3条)

麻薬小売業者の免許申請を行なう際には次の書類等が必要です。

免許証を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。

麻薬小売業者免許申請書 (別記第1号様式) (P35.36)

開設者(法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員)の精神病者、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でない旨の診断書(P37.38)

\*申請者が法人又は団体であるときは、麻薬関係業務を行う役員についての組織図(代表者の記名押印により証明されたもの・P23参照)

[麻薬関係業務を行う役員とは]

合名会社…定款に別段の定めのないときは社員全員

合資会社…定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員

有限又は株式会社…代表取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」

の免許に係る業務を担当する取締役

民法法人…理事全員

\*免許申請時に手数料が必要です。

詳しくは各保健所、又は県保健福祉部薬務課(電話 024-521-7233)にお問い合わせください。 (保健所一覧はP13)

#### (2) 免許の有効期間 (法第4条、第5条)

免許の有効期間は、免許の日から翌年の12月31日までです。

引き続き業務を行う場合、本県では、継続申請の該当者に対し、保健所から免許が切れる年の10月頃に「申請手続きについて」通知していますので、これに従ってください。

### ( 3 ) 業務廃止等の届出 ( 法第 7 条 )

免許証の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止したとき、又は薬局の廃止等で麻薬免許の絶対的要件(法第 3 条第 2 項第 5 号)となる資格を失ったときは、15 日以内に麻薬小売業者免許証を添えて「業務廃止届」(別記第 3 号様式P39. P40)により、知事に届け出なければなりません。

また、開設者が死亡、又は法人が解散した場合の「業務廃止届」は、相続人等届出義務者が知事に届け出なければなりません。

なお、廃止届を提出する場合は、「麻薬現在量届」(P41.42)も併せて提出してください。

### ( 4 ) 免許証の返納 ( 法第 8 条 )

免許証の有効期間が満了したとき、又は免許を取り消されたときは、15 日以内に「免許証返納届」(別記第 4 号様式P43.44)により免許証を知事に返納しなければなりません。

### ( 5 ) 免許証の記載事項の変更届(法第 9 条 )

免許証の記載事項に変更が生じたときは、免許証を書き換える必要がありますので、15 日以内に「免許証記載事項変更届」(別記第 5 号様式P45.46)により、薬事法に基づき提出した薬局の変更届の控え又は写し(受付印が押されたもの)に麻薬小売業者免許証を添えて、知事にその旨を届け出なければなりません。

( ただし、薬事法に基づく変更届の内容を保健所で確認できれば、添付の必要はありません。 )

- \* 業務所(薬局)を移転する場合には、業務を廃止し、新たに免許を取得しておく必要があります。(法第 7 条)。
- \* 地番変更や市町村の合併、分割などに伴う場合、変更届は必要ありません。

### ( 6 ) 麻薬小売業者法人役員変更届

麻薬関係業務を行う役員に変更を生じたときは、15 日以内に「麻薬小売業者法人役員変更届」(P47.48)により、新たな「業務を行う組織規定図」に新たな「業務を行う役員の診断書」を添えて、知事にその旨を届け出しなければなりません。

### ( 7 ) 免許証の再交付(法第 10 条 )

免許証をき損し、又は亡失した場合は、その事由を付して15 日以内に再交付の申請(別記第 6 号様式P49.50)を知事にしなければなりません。なお、免許証の再交付を受けた後で紛失した免許証を発見したときは、15 日以内に発見した免許証を知事に返納(別記第 4 号様式P43.44)しなければなりません。

## 第2 麻薬小売業者の業務

### 1 譲受け(法第24条、第26条、第32条)

#### 麻薬の購入

- ・ 麻薬小売業者が麻薬を購入できる相手先は、同一都道府県内の麻薬卸売業者に限定されています。
- ・ 麻薬を譲り受けるときは、麻薬の現品を持参した際に麻薬卸売業者が交付する麻薬譲渡証と麻薬小売業者が交付する麻薬譲受証(P51.52)を同時に交換するか、あらかじめ麻薬卸売業者へ麻薬譲受証を交付しなければなりません。  
( 麻薬譲渡証の押印は、法人薬局の場合には代表者印又は代表者印に代わる  
麻薬専用印を用いてください。 )

なお、発注する際は、電話ではなく「譲受証」の写しをFAXすることにより行ってください。

- ・ 譲受けの際は次の事項について確認してください。

　　麻薬譲渡証に記載された麻薬の品名・数量・製品番号

　　容器の証紙による封かんの有無

　　麻薬譲渡証の押印

\* 麻薬の譲渡・譲受の際、両者が立会のもと破損等を発見した場合は、麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになります。そして、麻薬卸売業者が麻薬事故届を知事に提出することとなります。( 立会後に、破損を確認した場合は小売業者が事故届を提出 )

\* 麻薬譲渡証は交付を受けた日から2年間保存することが義務付けられています。

#### <不要麻薬の受取>

麻薬の交付を受けた患者、又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受けた場合、譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で職員の立ち会いのもとで廃棄し、廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届(P9第6廃棄参照)を知事に提出してください。( 法第24条、第35条 )

### 2 譲渡し 患者への交付(法第24条第10項、第25条)

麻薬小売業者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、麻薬方せんの交付を受けた者、麻薬処方せんの交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護にあたる看護師、ホームヘルパー等に麻薬を手渡すことができます。その際、不正流通等防止のため、看護師等が患者等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認してください。そして、その記録を薬歴簿等に記入してください。

また、原則として麻薬卸売業者へ返品することもできません。

\* 薬局、病院、診療所等との貸し借りは絶対にしてはいけません。譲渡・譲受違反となります。(同一開設者が開設する薬局間についても同様です。)

### 3 業務廃止に伴う譲り渡し等 法第7条、第36条)

業務廃止したり、法人が解散した際に所有している麻薬は、業務廃止後50日以内であれば同一都道府県内の他の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合、譲り渡した日から15日以内に「麻薬譲渡届」(P53.54)を知事に提出することが必要です。

また、譲り渡さない場合は、50日以内に「麻薬廃棄届」(P9 第6 廃棄参照)を知事に届け出て、麻薬監視員等(保健所職員等)の立会のもとに廃棄しなければなりません。

薬局の開設者が死亡した場合にも、相続人等の届出義務者が同様に届け出なければなりません。

## 第3 管理、保管(法第34条)

(1) 麻薬小売業者は、その業務所における麻薬の譲受け、保管、交付等の管理を、薬剤師である麻薬小売業者(薬局開設者)自ら、若しくは薬局管理者に行わせる必要があります。

(2) 麻薬小売業者が所有する麻薬は、麻薬以外の医薬品と区別して、薬局内に設けた鍵をかけた堅固な設備内(麻薬専用金庫)で保管しなければなりません。

(現金・通帳・印鑑等を一緒にに入れることはできません。)

\* 鍵をかけた堅固な設備とは

麻薬専用で金属製の施錠設備のあるものなどを言い、容易に移動できない金庫以外の保管庫(麻薬金庫)は、盗難防止のため固定するなどして容易に移動できない状態にすることが必要です。スチール製のロッカーや事務机の引き出しなどは麻薬の保管庫として不適当です。

## 第4 麻薬処方せんの受付(法第27条第6項)

### (1) 麻薬処方せんの記載事項

患者の氏名、生年月日(又は年齢)、住所

麻薬の品名、分量、用法用量

処方せんの発行年月日及び使用期間

麻薬施用者の記名押印又は署名

麻薬施用者の免許番号

麻薬施用者が処方を行った医療機関の名称及び所在地

( 2 ) 不備又は不審な処方せんの取り扱い(薬剤師法第24条)

処方せんに疑義がある場合、処方せんを交付した医師等に問い合わせ疑義を確認した後でなければ、調剤できません。

( 3 ) ファクシミリによる処方せんの取扱について

ファクシミリにより送信された麻薬処方せんの処方内容に基づき麻薬の調剤等を開始することは、一般薬と同じようにできます。後刻、実物の麻薬処方せんを受領し、内容を確認してから麻薬を交付してください。(患者等が受け取りに来ない場合、調剤前の麻薬として再利用できます。また、液剤等で再利用できず廃棄する場合は麻薬廃棄届を保健所に提出し、保健所職員立会のもと廃棄すること。)

( 4 ) 麻薬処方せんの保存(薬剤師法第27条)

一般の処方せんと同様に、調剤済みとなった日から3年間保存してください。

## 第5 記 錄

### 1 麻薬帳簿の記載(法第38条)

( 1 ) 麻薬帳簿(麻薬受け払い簿 様式P67)を備え、次の事項を記載してください。

譲り受け又は廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日

譲り渡した麻薬(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。)の品名、数量及びその年月日

「麻薬事故届」により届け出た麻薬の品名、数量及びその年月日

廃棄した麻薬については、備考欄に次のことを記載してください。

・廃棄年月日

・届出年月日

・廃棄の立会者署名

( 2 ) 記載上の留意事項

帳簿は品名、剤型、濃度(含有量)別に記載してください。

・例えば、麻薬の原末から10倍散を予製した場合には、10倍散の口座を作成する必要があります。

帳簿の形式は、金銭出納帳簿形式のものが便利です。着脱式(ルーズリーフ等)の帳簿を使用するときはページを付けてください。

帳簿の記載には、インク、ボールペンなど字が消えないものを使用してください

さい。

麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し、出力して帳簿とする場合は、出力されたものが整理された状態にあることが必要です。

帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書き、訂正した個所に管理者等の訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

### ( 3 ) 記載の方法

譲受け又は譲渡しがあった都度記載することが原則です。記載の内容等は、下記の項に従って記入してください。

麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の受入の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。このほか、「備考欄」には、購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品の製品番号を記載してください。また、譲渡証の日付と納品日が異なる場合、納品日を備考欄に記載してください。

#### 患者等からの譲受け

- ・患者死亡等の理由により患者の家族から返却された麻薬についても品名、数量、年月日を麻薬帳簿、若しくは補助簿を作成して記載してください。この場合、返却してきた患者等の氏名を「備考欄」に記載してください。また、同じ日に複数の患者から返却があった場合は、個々に返却された数量が分るように記載してください。
- ・譲り受けた麻薬を廃棄する場合は、「備考欄」に廃棄年月日、「調剤済麻薬廃棄届」(P9 第6 廃棄参照)の提出年月日及び廃棄の立会者の署名も併せて記載してください。

**\*返却された麻薬はすべて廃棄処分としてください。**

#### 処方せんによる譲渡し

麻薬処方せんにより調剤した患者の氏名を「備考欄」に記載してください。(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ(ジオニン)及びこれらの塩類については、記載する必要はありません。)

### ( 4 ) その他

- ・定期的に、帳簿残高と在庫現品との確認をすることが必要です。なお、アヘンチンキの自然減量及び原末、倍散の秤量誤差については、帳簿にこの旨記載し、備考欄に立会人が署名してください。
- ・麻薬小売業者は、麻薬帳簿を、最終の記載の日から2年間保存することが義務づけられています。

## 帳簿の記載例

(例 1) 塩酸モルヒネ末から 10 倍散に予製する場合

品名	塩酸モルヒネ末			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
20.10.1			2.0	前帳簿から繰り越し	
20.10.9		0.5	1.5	10%に予製	
20.10.15				郡山卸売株 K O - 1 2 3	

品名	10% 塩酸モルヒネ散			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
20.10.1			3.0	前帳簿から繰り越し	
20.10.2		1.2	1.8	中山 郎	
20.10.9	5.0		6.8	原末から予製	
20.10.31			6.3	帳簿訂正(-0.5g 秤量誤差 立会者 高橋 子)	
20.11.5		1.5	4.8	形 子	

(例 2) リン散コデイン末から 10 倍散に予製する場合

品名	リン散コデイン末			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
20.10.1			5	前帳簿から繰り越し	
20.10.2	25		30	福島卸売株 F U - 2 3 4	
20.10.3		10	20	10% 散に予製	

品名	10% リン散コデイン散			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
20.9.30		96.5	3.5	平成20年受払届提出のため秤量	
20.10.1			3.5	前帳簿から繰り越し	
20.10.3	100		103.5	原末から予製	
20.10.6		3.5	100.0		
20.12.10	100		200.0	原末から予製	

(注) コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は、受入を記載し、在庫がなくなった時点で全量を払出して残を0とすること。患者氏名を記入する必要はありません。

9月30日現在における残量について必ず秤量し、確認してください。

(例 3) アヘンチンキの場合

品名	アヘンチンキ			単位	m l
年月日	受入	払出	残量	備考	
20.10.1			22.4	前帳簿から繰り越し	
20.10.14		1.4	21.0	伊藤夫	
20.10.17		0.8	20.2	吉田子	
20.10.31			19.0	帳簿訂正(-1.2ml自然減量 立会者 高橋子)	

(注) アヘンチンキの自然減量及び末、倍散の秤量誤差については、麻薬管理者が他の職員の立会いのもとに確認のうえその旨を記載し、備考欄に立会者が署名して下さい。

(例 4) 返却された麻薬を廃棄する場合の帳簿記載例(元帳簿を使用する場合)

品名	MSコンチン錠 10mg			単位	T
年月日	受入	払出	残量	備考	
20.8.25		21	221	佐藤郎	
20.8.27		8	213	橋本子	
20.9.1	(10)		213	返納[(佐藤郎(6錠)山田夫(4錠)] 9.2廃棄 立会者 鈴木子 9.15調剤済麻薬廃棄届提出	
20.9.2	(4)		213	返納(橋本子) 9.2廃棄 立会者 鈴木子 9.15調剤済麻薬廃棄届提出	
20.9.2		18	195	田中一	

(注) 患者から返却された麻薬を廃棄する場合は、麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるように、( )書きで記載し、残高には加えず備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日、調剤済廃棄届出月日を記載し、廃棄の立会者が署名してください。

(例 5) 麻薬廃棄届を提出して廃棄する場合の帳簿記載例

品名	リン散ジヒドロコデイン末			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
20.10.1			5	前帳簿から繰越し	
20.10.27		5	0	廃棄、10/25麻薬廃棄届提出 20.10.25付「廃棄届」に基づく廃棄 立会者 保健福祉事務所 薬剤技師 印 薬剤技師 印	

(注) 「年月日」欄には麻薬監視員等(保健所職員等)の立会の下に廃棄した日を記載してください。  
「備考欄」には、廃棄した旨、並びに「麻薬廃棄届」の届出年月日を記載してください。  
(廃棄日については、保健所職員等が確認の上、署名します。)

## 第6 廃棄(法第29条)

### (1) 調剤前の麻薬について

古くなったり、変質により使用しなくなった麻薬または調剤ミスにより使用できなくなった麻薬については、あらかじめ「麻薬廃棄届」(別記第11号様式P55.56)により業務所の所在地を管轄する知事に届出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄は麻薬監視員等の指示に従ってください。なお、「麻薬帳簿」への記録も必要です。

調剤ミスの場合、回収分については、「麻薬廃棄届」回収不可分については、「麻薬事故届」の提出が必要です。

### (2) 調剤後の麻薬(法第29条、法第35条第2項)

麻薬処方せんにより交付された麻薬を、患者の死亡等により譲り受けた(返却)場合は、薬剤師である麻薬小売業者(薬局開設者)自ら、若しくは管理薬剤師が、他の薬剤師又は職員の立会のもとで廃棄してください。

#### <留意事項>

廃棄は酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合、焼却、放流等、麻薬の回収が困難な方法によって行ってください。

また、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」(別記第19号様式P59.60)を知事へ提出してください。

30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

麻薬帳簿への記録も必要です。

#### <麻薬の廃棄手続きについて>

麻薬廃棄の手続きについては、図1～図4(P14-17)を参照ください。

## 第7 事故届(法第35条第1項)

麻薬小売業者が所有している麻薬が、滅失、盗取、所在不明等の事故にあった場合は、その品名、数量その他事故の状況を「麻薬事故届」(別記第18号様式P61.62)により、速やかに知事に届出なければなりません。

#### <留意事項>

麻薬を盗取された場合には、速やかに警察にも届けてください。

事故届を提出した場合には、麻薬帳簿にその旨を記載し、事故届の写しを保管しておいてください。

## 第8 年間届(法第47条)

麻薬小売業者は、毎年11月30日までに、次の事項を知事に届け出なければなりません。(麻薬受払等届 P63.64)

- (1) 前年の10月1日に麻薬小売業者(薬局開設者)が所有していた麻薬の品名及び数量。
- (2) 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に麻薬小売業者が譲り受け、譲り渡した麻薬の品名及び数量。
- (3) その年の9月30日に麻薬小売業者が、所有していた麻薬の品名及び数量。

必ず、9月30日現在の在庫量を確認してください。

### <留意事項>

届出期間中に麻薬を所有していなかった場合であっても「在庫なし」と届出する必要があります。

「年間届」の記載は、同じ品名のものでも濃度(含有量)が異なれば、別品目として記載してください。

譲り受け欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた(仕入れた)麻薬の数量を記入してください。

患者等より譲り受けた麻薬については( )書きで別掲してください。

麻薬廃棄届により廃棄した麻薬及び事故のあった麻薬については、「備考欄」にその数量を記載してください。

「年間届」に誤りを発見した場合は、訂正する必要がありますので、早急に各保健所の担当係へ問い合わせてください。

## 第9 携帯輸出入(法第13条、第17条)

自己の疾病的治療のため、麻薬を服用中の患者が外国に出かけたり(出国)また帰国(入国)する場合は、「麻薬携帯輸出(輸入)許可申請書」により申請し、地方厚生局長の許可を受けた場合のみ、その麻薬を携帯して出国・入国(輸出・輸入)することが認められています。携帯する麻薬の量については制限はありませんが、申請時に麻薬処方量を記載した医師の診断書が必要です。

麻薬を服用中の患者さんから問い合わせがあった場合、速やかに東北厚生局麻薬取締部へ連絡するように指導してください。

### <東北厚生局麻薬取締部>

022-221-3701

Fax 022-221-3713

## 第10 服薬指導

モルヒネが、中枢神経系の運動機能や感覚機能にほとんど影響を与えない量で、痛覚を低下させること、また薬用量と中毒量の差が大きく医師の管理下で適正に使用される場合は、麻薬中毒になる危険性が少ないと等医療上非常に有益であることを十分理解し服薬指導をすることが必要です。

## 第11 立入検査(法第50条の38)

立入検査を行う職員(麻薬取締官、麻薬取締員又はその他の職員)は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認してください。

## 第12 麻薬小売業者間譲渡・譲受

平成19年9月1日から、麻薬の在庫不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能とする許可制度が始まりました。

### (1) 申請方法

麻薬小売業者間譲渡許可を受けようとする麻薬小売業者は、省令の条件や制度の趣旨に合致することを確認した上で、以下に掲げるものを東北厚生局麻薬取締部あてに提出(郵送でも可)してください。許可された場合には、原則として許可書を郵送することになります。(許可の有効期限は、許可を受けた年の12月31日までです。)

申請書の正本 1部

申請書の副本 申請する麻薬小売業者の数に1を加えた部数

全申請者の麻薬小売業者免許の写し 1セット

申請した麻薬小売業者の業務所の所在地が宛先として記載され、返信に必要な額の切手が貼付された封筒(A4サイズ以上のもの) 申請する麻薬小売業者の数  
<申請書送付先及び問い合わせ先>

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎3階

厚生労働省東北厚生局麻薬取締部 許認可担当者

TEL 022-221-3701

FAX 022-221-3713

## ( 2 ) 譲渡・譲受

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）は、許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、以下の点に注意してください。

- ・ 麻薬の在庫不足のために、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を譲渡・譲受すること
- ・ 許可に当たって付された条件を遵守すること
- ・ 譲渡・譲受を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所とすること
- ・ 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、麻薬卸売業者や配送業者が行ってはならないこと
- ・ 譲り渡す許可業者は、予製した麻薬ではなく、原末を譲渡すること

## ( 3 ) 義務

許可業者には以下のとおりの義務があります。

### （報告について）

許可業者は、麻薬及び向精神薬取締法第47条に基づく都道府県知事への届出の際、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記しなければなりません。

### （記録について）

許可業者は、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受についても、麻薬帳簿への記載を行わなければなりません。

### （書類の保管について）

許可業者は、許可を受けた日から3年間、麻薬小売業者間譲渡許可書を保管しなければなりません。

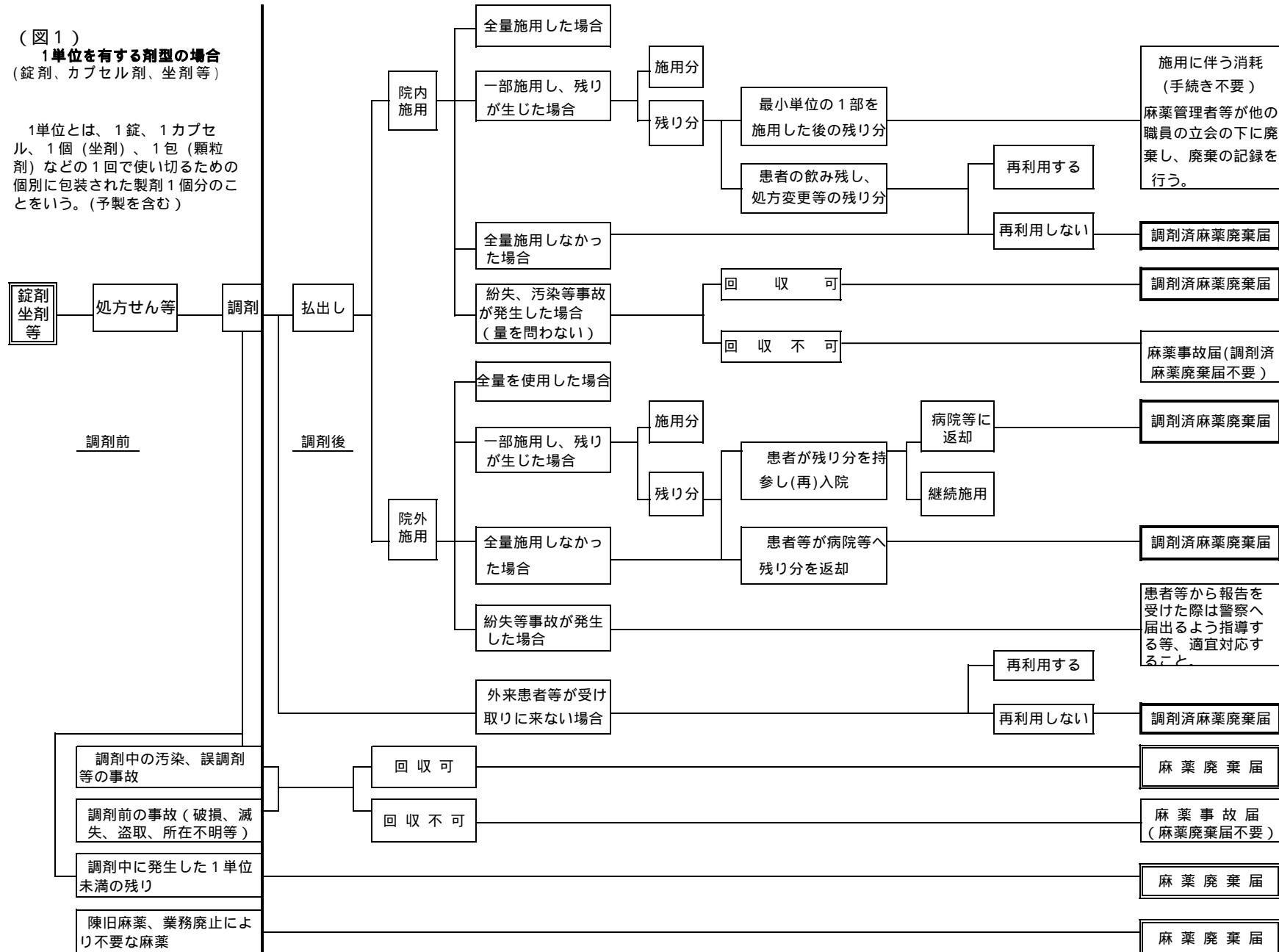
### 第13 その他

福島県における麻薬関係申請・届出等の受理は、保健所（県保健福祉事務所等）で取り扱っています。手続き等でわからない点がありましたら、保健所または県保健福祉部薬務課（電話 024-521-7233）にお尋ねください。

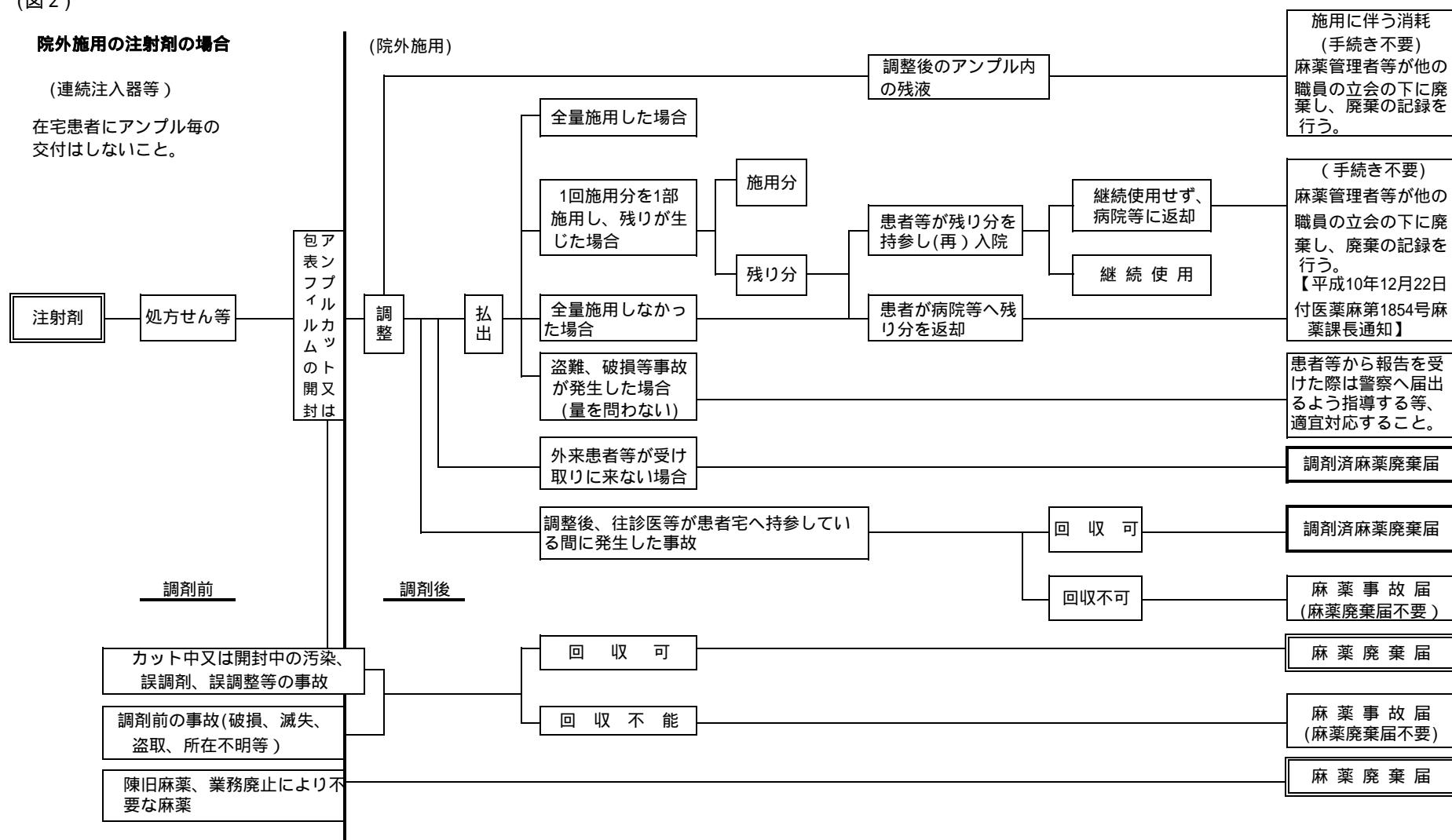
保 健 所 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
県 北 保 健 所 医 事 薬 事 担 当	〒960-8012 福島市御山町8-30 電話 (024) 534-4103
管内	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県 中 保 健 所 医 事 薬 事 担 当	〒962-0834 須賀川市旭町153-1 電話 (0248) 75-7817
管内	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡
県 南 保 健 所 医 事 薬 事 担 当	〒961-0074 白河市郭内127 電話 (0248) 22-5479
管内	白河市、西白河郡、東白川郡
会 津 保 健 所 医 事 薬 事 担 当	〒965-0873 会津若松市追手町7-40 電話 (0242) 29-5512
管内	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、
南会津 保 健 所 医 事 薬 事 担 当	〒967-0004 南会津郡南会津町田島 字天道沢甲2542-2 電話 (0241) 63-0306
管内	南会津郡
相 双 保 健 所 医 事 薬 事 担 当	〒975-0031 南相馬市原町区 錦町1丁目30 電話 (0244) 26-1329
管内	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
い わ き 市 保 健 所 医 事 薬 事 係	〒973-8408 いわき市内郷高坂町 四方木田191 電話 (0246) 27-8590
管内	いわき市

(図1)  
1単位を有する剤型の場合  
(錠剤、カプセル剤、坐剤等)

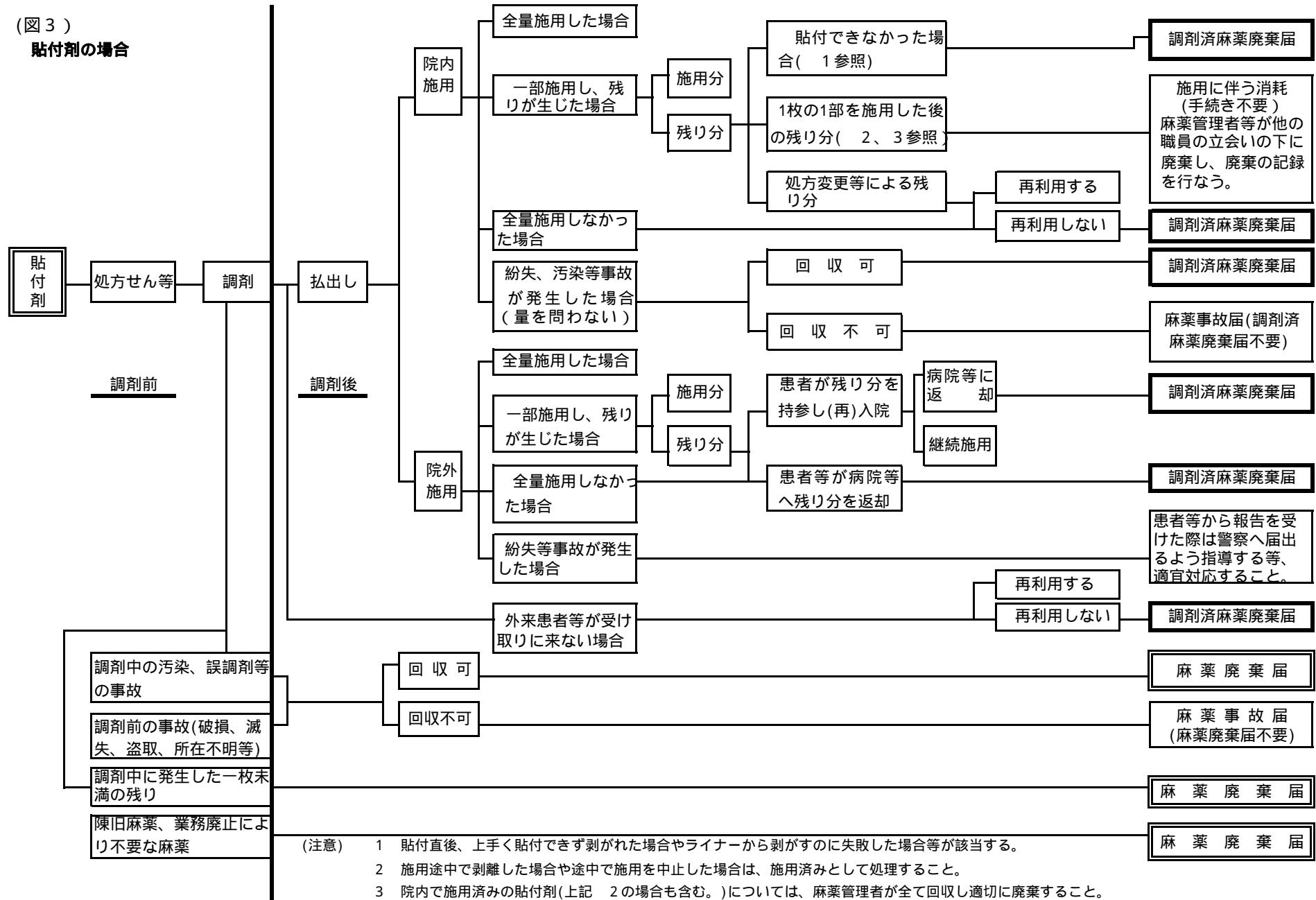
1単位とは、1錠、1カプセル、1個（坐剤）、1包（顆粒剤）などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをいう。（予製を含む）



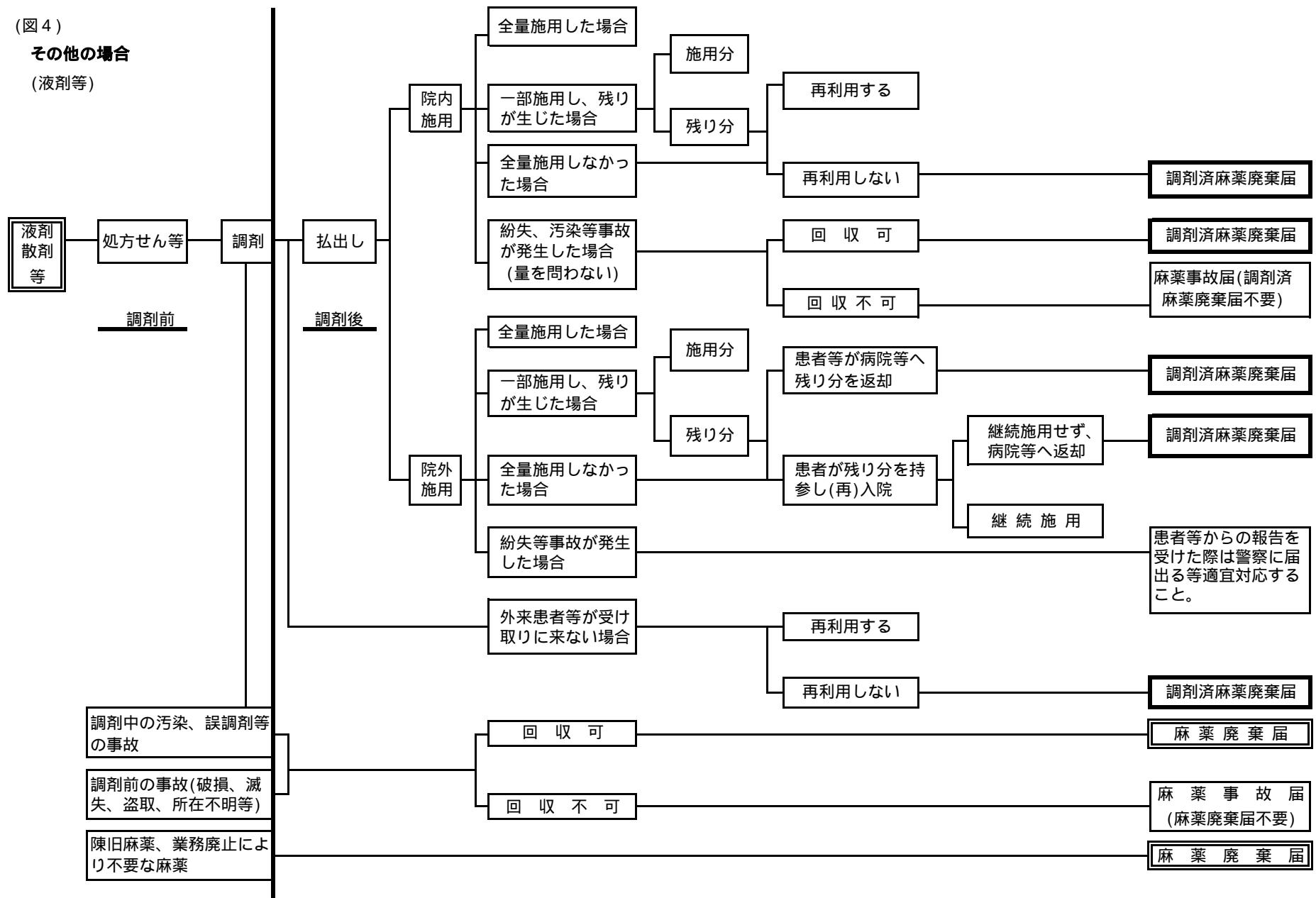
(図2)



(図3)  
貼付剤の場合



(図4)  
その他の場合  
(液剤等)



## 第2章 向精神薬について

### 第1 分類

向精神薬は、その濫用の危険性と治療上の有用性により3種類に分類されています。

第1種向精神薬はメチルフェニデートなど8物質、第2種向精神薬はアモバルビタール、ペントバルビタールなど9物質、第3種向精神薬はジアゼパムなど63物質が指定されています。(平成20年3月現在)

### 第2 向精神薬小売業者の免許(法第50条、第50条の26)

薬事法の規定により薬局開設の許可を受けた者は、別段の申出があった場合を除き、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の許可を受けた者とみなされます。

したがって、薬局開設者は、免許申請を必要とせず、免許証の交付を受けることなく、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者となります。

なお、免許を受けた者とみなされることを辞退したい者は、知事に別段の申出が必要です。

### 第3 譲受け(法第50条の16)

1) 向精神薬は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者(別段の申し出をしない薬局開設者及び医薬品一般販売業者を含む)から譲り受けることができます。

2) その他、次の場合も譲り受けることができます。

患者に譲り渡した向精神薬を患者又は相続人等から返却を受ける場合

同一法人の他の病院・診療所から譲り受ける場合

病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬使用業者に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合

災害時に使用するために備蓄する目的で地方公共団体の長に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合

向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合

向精神薬取扱者とは、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者をいいます。

なお、上記業者の定義は、法第3条を参照ください。

#### 第4 譲渡し（法第50条の16、第50条の17）

向精神薬は、次の場合以外に譲り渡すことはできません。

- 1 ) 向精神薬処方せんを所持する者に向精神薬を譲り渡す場合
- 2 ) 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は向精神薬輸出業者（以下「向精神薬取扱者」という。）に譲り渡す場合
- 3 ) 船舶内に備え付けられる向精神薬を船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引替に船舶所有者に譲り渡す場合
- 4 ) 緊急の用に供する目的で航空機に装備される向精神薬を経営する者に譲り渡す場合
- 5 ) 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合
- 6 ) 災害時に使用するために備蓄される向精神薬を地方公共団体の長に譲り渡す場合
- 7 ) 薬局を廃止した場合等、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許が失効した場合に、その所有する向精神薬を50日以内に向精神薬取扱者へ譲り渡す場合

#### 第5 不備又は不審な処方せんの取り扱い（薬剤師法第24条）

処方せんに疑義がある場合、交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ調剤できません。向精神薬を不正に入手（詐取）する目的で、不審な処方せんが薬局に持ち込まれることがありますので、カラーコピーされたものではないか、書式等が不自然なものでないか、遠隔地の医療機関の医師から発行されたものではないか等注意が必要です。

#### 第6 記録（法第50条の23）

- 1 ) 第1種及び第2種向精神薬（P22）を譲り受け、譲り渡し又は廃棄したときは、その品名、数量、その年月日、相手の氏名又は名称及び住所を記録し、記録の日から2年間保存しなければなりません。（第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受けについて記録し、又は伝票を整理して管理することが望ましいです。）
- 2 ) 患者へ向精神薬を譲り渡したり、患者又は相続人等から向精神薬の返却を受けたり、返却を受けた向精神薬を廃棄したときは、記録の必要はありません。
- 3 ) 同一法人の薬局（又は医薬品一般販売業）間で譲り受け又は譲り渡しがあつた場合にも、記録しなければなりません。（第1種及び第2種向精神薬）
- 4 ) 向精神薬の記載された伝票を保存することによって、記録に代えることができ

ますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。

## 第7 保管(法第50条の21)

- 1) 向精神薬小売業者は、向精神薬をその薬局内の人目につかない場所で保管し、その所有する向精神薬について盗難の恐れのないように、薬局に鍵をかける等、必要な措置を講じなければなりません。(法施行規則第40条)
- 2) 薬局(調剤室)内に保管する場所は、薬局の従事者が常時出入りする等、注意をしている場合以外は、鍵をかけなければなりません。
- 3) ペンタゾシン、トリアゾラム等の向精神薬については、特に盗難の頻度が高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

## 第8 事故(法第50条の22)

薬局で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」により知事に届け出なければなりません。なお、破損、汚染に係る事故については、届出は必要ありません。

\* 盗取・詐取等の場合には、下記以下の量であっても、知事に届け出ると共に必ず警察にも届け出てください。

剤型	数量
末、散剤、顆粒剤	100g(包)
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
内服液剤	10容器

「向精神薬事故届」はP69.70にあります。

## 第9 廃棄(法第50条の21)

向精神薬の廃棄については、許可や届出の必要はありませんが、第1種及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。(p19 第6 記録 参照)

向精神薬を廃棄するときは、焼却、希釈等回収することが困難な方法によらなければなりません。

## 第10 薬局管理者の義務（法第50条の20）

- 1) 薬局の管理者は、自ら向精神薬取扱責任者となるか又は店舗ごとに向精神薬取扱責任者をおかなければなりません。
- 2) 向精神薬取扱責任者は、向精神薬の譲渡し、譲受け、保管、廃棄、向精神薬に関する記録等が適切に行われ、法に違反する行為が行われないように、薬局の従事者を監督しなければなりません。

## 第11 立入検査（法第50条の38）

立入検査を行う職員（麻薬取締官、麻薬取締員又はその他の職員）は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認してください。

## 第12 その他

- 1) 製造・製剤（法第50条の15）  
調剤（予製を含む。）する場合及び試験検査のために製剤する場合のほか、向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けすることはできません。
- 2) 輸出入（法第50条の8、第50条の11）  
向製神薬は、原則として輸出又は輸入することはできません。  
ただし、患者は、自己の疾病の治療の目的で1ヶ月以下の量（法施行規則第30条で規定する別表1に定められている量）の向精神薬を携帯して出国又は入国することができます。  
また、自己の疾病治療のため特に必要であることを証する医師の書面もしくは処方せんの写しがあれば、前記別表に定められている分量を超えるものを携帯して出国又は入国できます。
- 3) 向精神薬に指定されていない習慣性医薬品についても、向精神薬と同様の管理をしてください。

讓渡・譲受等に関する記録が必要となる向精神薬  
(第1種・第2種)

種	一般的名称	左欄に掲げる成分を含有する医薬品の名称	
第一種	セコハルビタールナトリウム	注射用アイオナール・ナトリウム200mg	
	塩酸メチルフェニデート	リタリン散1% コンサークタ錠18mg	リタリン錠10mg コンサークタ錠27mg
	モダフィニル	モディオダール錠100mg	
第二種	アモハルビタール	イソミタール原末	
	塩酸プロフレノルフィン	サルバン注0.2mg レバタン注0.2mg レバタン坐剤0.2mg	サルバン注0.3mg レバタン注0.3mg レバタン坐剤0.4mg
	フルニトラセハム	サイレース錠1mg サイレース注2mg ヒヒットエース錠1mg フルトラース錠1mg フルニトラセハム錠1mg ロヒブノール錠1mg ロヒブノール注2mg	サイレース錠2mg ヒヒットエース錠2mg フルニトラセハム錠2mg ロヒブノール錠2mg
第三種	ヘンタゾシン	ソセコン錠25mg ソセコン注15mg トスバリール注15mg ヘキサット注15mg ヘンタシン注15mg ヘンタシン錠25mg ヘルタゾン錠25mg	ソセコン注30mg トスバリール注30mg ヘンタシン注30mg
	ヘントハルビタールカルシウム	ラボナ錠50mg	
	ヘントハルビタールナトリウム	ネンフタール注5%	

( 法人、団体等麻薬業務関係役員組織図例 )

有限会社 東京薬局 役員業務分担表		
* 役員全員の 姓名を記入	山 × 男	代表取締役
	川 子	東京薬局担当役員(管理薬剤師)
	海 × 雄	非常勤役員
	島 江	販売担当役員
	花 美	経理担当役員
[ ] 内が麻薬関係業務を行う役員で在ることを証明する		
平成 年 月 日		
東京都千代田区 町二丁目1番20号 ビル1階103号室		
有限会社 東京薬局 代表取締役 山 × 男		代表取締役社長之印 印

\* 免許を申請する薬局が東京薬局であれば、診断書、宣誓書を提出する  
役員は 山 × 男と 川 子になります。

## 第3章 覚せい剤原料について

薬局において、医薬品である覚せい剤原料を、医師、歯科医師等が施用のために交付する場合や薬局の薬剤師が医師の処方せんに基づき調剤した医薬品である覚せい剤原料を譲り渡す場合には、覚せい剤原料取扱者等の指定を受ける必要はありません（覚せい剤取締法（以下「法」という。）第30条の2、法第30条の7、法第30条の9）。

しかし、薬局医薬品製造業の許可を受けた薬局（以下「薬局製剤製造業者」という。）が覚せい剤原料に該当する薬局製剤を製造する場合（例：エフェドリンを使用し、その含有量が10%を超える製剤を製造する場合）には、「覚せい剤原料製造業者」の指定を受ける必要があり、また、覚せい剤原料を使用して覚せい剤原料に該当しない薬局製剤を製造する場合（例：エフェドリンを使用し、その含有量が10%以下の製剤を製造する場合）は、「覚せい剤原料取扱者」の指定を受ける必要があります。[ 覚せい剤原料取扱者の指定については、最寄りの保健所（保健福祉事務所）にお問い合わせください。]（P13 参照）

### 第1 医薬品である覚せい剤原料

医薬品である覚せい剤原料とは、法第2条第5項に規定する覚せい剤原料を含有するもので、かつ、薬事法第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。

平成20年3月現在、薬事法第14項第1項に基づき医薬品の製造販売承認されているものには、次のものがあります。

法律の規定名	別名	商品名	濃度規制	規定条項
1-フェニル-2-メチルアミノプロパン-1	塩酸エフェドリン	「純正」エフェドリン	10%以下を覚せい剤原料から除く	法別表第1号
1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパン-1	dl-塩酸メチルエフェドリン	「純正」メチエフ	10%以下を覚せい剤原料から除く	法別表第3号
N-シメチル-N-2-フェニルフェニルアミン	塩酸セレギリ	エフピー錠2.5 セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「アメル」		覚せい剤原料を指定する政令第1号

覚せい剤原料を指定する政令第2号に指定の覚せい剤原料である「エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）」を含有する医薬品が販売されていますが、いずれも含有が50%以下であるため、覚せい剤原料から除外されています。

## 第2 譲受・譲渡

### 1 譲受(法第30条の9第2号)

薬局の開設者は、その業務のため、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者(以下「覚せい剤原料取扱者等」という。)から医薬品である覚せい剤原料を譲り受けることができます。

### 2 譲渡(法第30条の9第3号)

次の(1)~(3)を除いて、譲り渡しができません。

#### (1) 医師等により交付する場合

病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等、又は飼育動物の診療に従事する獣医師は、使用のため医薬品である覚せい剤原料を交付することができます。

#### (2) 開設者により譲渡する場合

薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者は、医師、歯科医師又は、獣医師の処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を当該処方せんを所持する者に譲り渡すことができます。

#### (3) 業務廃止等に伴い譲渡する場合(法第30条の15第2項)

業務を廃止し、その所有する医薬品である覚せい剤原料を業務廃止の事由が発生した日から30日以内に、法第30条の7第1号から第7号までに規定する者に譲り渡すことができます。(P32 第10 業務廃止等の項参照)

- 覚せい剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品である覚せい剤原料が不良であったり、不用となった場合に、返品、交換をしたり、他の者に譲り渡すこと等はできません。廃棄の手続きを取ってください。(P31 第8 廃棄届の項参照)
- 同一法人(開設者)の薬局間でも譲渡・譲受はできません。
- 覚せい剤原料取扱者の指定を受けている薬局開設者(薬局製剤製造業者)が、覚せい剤原料取扱者の資格により所持している覚せい剤原料を調剤に使用する場合は、譲渡・譲受の手続きが必要です。

\* 覚せい剤原料取扱者とは、覚せい剤原料を譲り渡すことを業とすることができる、又は業務のため覚せい剤原料を施用することができるものとして、覚せい剤取締法の規定により指定を受けたものをいいます。

薬局の資格で購入した医薬品である覚せい剤原料は、覚せい剤原料取扱者の指定を受けていても、薬局製剤に使用することはできません。

- 譲受人は、譲渡人が覚せい剤原料取扱者等の指定を受けている者であることを必ず確認してください。
- 業務廃止等の際、覚せい剤原料を譲渡するにあたっては、相手方が覚せい剤原料の取扱いができる者であることを必ず確認してください。

法人化や店舗の建て替え等による廃止の場合も該当します。

### 3 譲渡証・譲受証(法第30条の10)

#### (1) 譲渡証・譲受証の交付

病院若しくは診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者(第2 譲渡・譲受 1(1)~(3)に記載する者)が医薬品である覚せい剤原料を覚せい剤原料取扱者等から譲り受ける場合、  
・あらかじめ「覚せい剤原料譲受証(別記1様式 P71.72)」(以下「譲受証」という。)を、譲渡人である覚せい剤原料取扱者等に交付するか、譲受証と引き換えに「覚せい剤原料譲渡証(別記2様式 P73.74)」(以下「譲渡証」という。)と医薬品である覚せい剤原料を譲り受けるか、しなければなりません。

なお、発注する際は、麻薬と同様、電話ではなく「譲受証」の写しを FAX することにより行ってください。

離島、へき地など特別な理由がある場合には、郵送で差し支えありませんが、郵送の事実を立証できる書留郵便などを利用してください。

第2 譲渡・譲受 2(1)及び(2)の場合は、譲渡人に対する譲渡証の交付、譲受人からの譲受証の交付を受ける必要はありません。

#### (2) 譲渡証・譲受証の保存期間

譲渡証(譲受証)の交付を受けた者は、譲受(譲渡)の日から2年間、これを保存しなければなりません。

#### (3) 譲渡証・譲受証の保存期間(確認)要領

	譲 渡 証	譲 受 証
譲渡・譲受年月日欄	出 庫 年 月 日	注 文 年 月 日
住所・氏名欄	<ul style="list-style-type: none"><li>* 当該指定にかかる業務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、押印</li><li>* 業務廃止等に伴い譲渡する場合は、開設者の氏名を記載し、押印</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>* 病院等、薬局の施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印</li><li>* 往診のみを行う医師、獣医師はその住所及び氏名を記載し、押印</li></ul>
指 定 の 種 類 及 び 番 号 欄	<ul style="list-style-type: none"><li>* 「覚せい剤原料取扱者」等と指定証に記載された資格の種類</li><li>* 譲渡人の当該指定証の番号</li><li>* 業務廃止等に伴い譲渡する場合には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別</li></ul>	
品 名 欄	<ul style="list-style-type: none"><li>* 日本薬局方医薬品は、日本薬局方に定められた名称</li><li>* その他の医薬品は、一般的名称又は商品名(一般的名称で区別がつかない場合、商品名)</li></ul>	
使 用 目 的 及 び 備 考 欄	業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載	使用目的等を具体的に記載 例:調剤のため

- 1 開設者名(代表者名)を記載し、開設者の印を押印することとなります。開設者が法人の場合、当該薬局の名称、当該薬局の長の職名、氏名を記載し、公印又は公印に準ずるもの(覚せい剤原料専用印)を押印しても差し支えありません。
- 2 麻薬専用印と併用しても差し支えありませんが、「麻薬」と文字が入った印は使用できません。

#### (4) その他

覚せい剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造業者が薬局製剤の製造用に覚せい剤原料を譲り受ける場合は、譲受証の「指定の種類及び番号」欄に、「覚せい剤原料取扱者」の旨及びその指定番号を記載してください。

覚せい剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造業者が薬局製剤の製造のために譲り受けた覚せい剤原料を調剤の目的に使用する場合は、覚せい剤原料取扱者と同一人である薬局開設者との間での譲渡証・譲受証の交換及び覚せい剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要となります。なお、薬局の資格で購入した覚せい剤原料を薬局製剤に使用することはできません。

業務廃止等に伴い医薬品である覚せい剤原料を譲渡(受)する場合(P32 第10 業務廃止等の項参照)にあっても、当該譲渡(受)証の交付は必要です。

譲受人が医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等記載事項と現品と照合し確認してください。

譲受(渡)証の作成は、取扱責任者(P29 第6 管理の1(1)を参照)を選任して行ってください。

譲受(渡)証用紙に印のみを押して相手方に先渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行ってはいけません。

### 第3 所持(法第30条の7)

次の(1)~(4)の者は、医薬品である覚せい剤原料を所持することができます。

(1) 病院、診療所の場合(その業務のため、医薬品である覚せい剤原料を所持する場合に限る。)

開設者

往診医師等

医師、歯科医師

薬剤師

管理者

上記の者の業務上の補助者(看護婦、事務職員等)

(2) 薬局の場合(医師、歯科医師又は獣医師の処方せんにより調剤した医薬品である覚せい剤原料及び調剤のために使用する医薬品である覚せい剤原料を所持する場合に限る。)

開設者  
薬剤師  
上記の者の業務上の補助者

(3) 飼育動物診療施設の場合（その業務のため、医薬品である覚せい剤原料を所持する場合に限る。）

開設者（往診によってのみ診療業務を行う獣医師を含む）  
獣医師  
管理者  
上記の者の補助者

(4) 患者及びその看護に当たる者の場合

医師、歯科医師又は往診医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者  
医師、歯科医師又は往診医師から処方せんの交付を受け、当該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者  
上記の者の看護に当たる者

#### 第4 使用(法第30条の11)

(1) 次の者は、その業務のため医薬品である覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用することができます。

病院、診療所において診療に従事する医師、歯科医師  
往診医師等  
病院、診療所の開設者  
薬局、病院若しくは診療所において調剤に従事する薬剤師  
飼育動物の診療に従事する獣医師（飼育動物診療施設の開設者（往診のみによって診療業務を行う獣医師を含む）及び飼育動物診療施設の開設者に雇用されている獣医師に限る）

(2) 次の者も医薬品である覚せい剤原料を施用することができます。

病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者

医師、歯科医師又は獣医師の処方せんを受けた者が当該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者から譲り受けた場合

- 1 薬局において、学術研究の目的で覚せい剤原料（医薬品であるか否かを問わない）を使用する場合、都道府県知事から覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者の指定を受ける必要があります。
- 2 薬局の資格で購入した医薬品である覚せい剤原料を、学術研究の目的で使用することはできません。

## 第5 保管

### 1 保管の管理と保管場所(法第30条の12)

医薬品である覚せい剤原料については、  
薬局にあっては、その薬局において、それぞれ保管しなければなりません。

### 2 保管設備

(1) 医薬品である覚せい剤原料の保管は、かぎをかけた場所において行わなければなりません。

かぎをかけた場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。

(2) ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次のことを遵守してください。

保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠が付いていること。

保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床にボルト等により固定すること。

保管庫は、できるだけ人目に付かない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること。

1 保管庫は、覚せい剤原料専用とすることが望ましい。ただし、専用保管庫でない場合には、他のものと区別して保管し、医薬品である覚せい剤原料と他のものと間違えるなどの事故に十分気をつけること。

2 麻薬保管庫には一緒に保管できません。

## 第6 管理

(1) 医薬品である覚せい剤原料の取扱いの管理体制を明確にし、盗難等の事故の防止を図るため、薬局に取扱責任者を定めることが望まれます。

(2) 取扱責任者は、薬局における医薬品である覚せい剤原料の受入・保管・払い出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握できる立場にある者を当ててください。

(3) 取扱責任者は、医薬品である覚せい剤原料に関する次に掲げる実務を責任をもつて行ってください。

- 受入れ（覚せい剤原料取扱者等からの譲り受け）
- 伴 払出し（第2 譲受・譲渡 2(1)(2)の場合の譲り渡し及び業務廃止等に  
う譲り渡し）
- 保管（保管場所での保管、定期的な保管場所への巡回等）
- 保管設備の鍵の管理
- 法定書類（譲渡（受）証、帳簿）の作成及び保管
- 廃棄や事故に関する届出等

## 第7 記録

医薬品である覚せい剤原料の移動、所在を明確にするとともに、事故等の発生を未然に防止し、管理の徹底を図るため、薬局ごとに、帳簿（別記3様式 P87）を備え次の事項を記載することが望ましい。

(1) 譲り渡し、譲り受けた医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日  
譲り渡しを受けた年月日は、譲渡証に記載された年月日を記入し、譲渡証の年月  
日と実際の受入れ年月日が異なる場合には、備考欄に当該覚せい剤原料を受け取つ  
た年月日を記入してください。

(2) 事故の届出をした医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日  
年月日は、事故が発生した年月日又は事故を発見した年月日を記載し、数量は、  
払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。また、事故届の年月  
日を備考欄に記載してください。

なお、事故の届出をした覚せい剤原料を発見した場合、発見年月日、受入れ欄に  
発見した数量をそれぞれ記入したうえ、その数量を残高に加え、備考欄に事故の年  
月日を記入してください。

(3) 廃棄した医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日  
数量は払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。  
なお、備考欄に廃棄の年月日を記入してください。

- 1 品名及び容器の容量ごとに口座を別にして記載してください。
- 2 当該帳簿は最終記載の日から2年間、薬局に保存するようにしてください。
- 3 覚せい剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造業者は、譲り受けた及び製造に使用した覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日を帳簿に記載しなければなりません。(法第30条の17第2項)  
また、当該薬局製剤製造業者が譲り受けた覚せい剤原料を調剤の目的に使用する場合は、同一人である薬局開設者に譲り渡した覚せい剤原料の品名、数量及び年月日を帳簿に記載しなければなりません。(譲渡証・譲受証の交換も必要となります。)

## 第8 廃棄届(法第30条の13)

- (1) 薬局開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料を廃棄しようとするときには「覚せい剤原料廃棄届出書(別記4様式P75-78)」により当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所所在地の都道府県知事に届け出て、覚せい剤監視員(保健所職員)の立会の下で廃棄しなければなりません。
- なお、この際、当該監視員の身分を示す証票の提示を求めて相手方を確認してください。
- (2) 調剤中に発生した残り(例:1錠を半分に割り残った半錠)についても、(1)同様、薬局の開設者が「覚せい剤原料廃棄届出書」を提出し、覚せい剤監視員(保健所職員)の立会の下で廃棄してください。
- (3) 患者やその家族等が、不用となった医薬品である覚せい剤原料を持参した場合には、譲り受けることはできませんので、持参した者自らが廃棄するよう指導してください。その際に、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは差し支えありません。

- 1 開設者名(代表者名)を記載し、開設者の印を押印することになりますが、開設者が法人の場合、当該薬局の名称、当該薬局の長の職名、氏名を記載し、公印又は公印に準ずるもの(覚せい剤原料専用印)を押印しても差し支えありません。
- 2 届出者が死亡、解散などした場合、相続人、清算人などが届け出ることになります。

## 第9 事故届

薬局開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、すみやかに、「覚せい剤原料事故届出書（別記5様式P79.80）」により当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

盗難等の場合には、所轄の警察署へも届け出てください。

1 開設者名（代表者名）を記載し、開設者の印を押印することとなります。開設者が法人の場合、当該薬局の名称、当該薬局の長の職名、氏名を記載し、公印又は公印に準ずるもの（覚せい剤原料専用印）を押印しても差し支えありません。

## 第10 業務廃止届

### 1 所有数量報告（法第30条の15第1項）

薬局開設者がその薬局を廃止したとき、その許可の有効期間が満了してその更新を受けなかったとき、又は薬事法第75条第1項（許可の取り消し等）の規定によりその許可を取り消されたときにおいては、その事由が生じた日から15日以内に、当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に「業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書（別記6様式P81.82）」により、当該事由が生じた際にその者が所有又は所持していた「医薬品である覚せい剤原料」の品名及び数量を報告しなければなりません。

なお、現に覚せい剤原料がない場合にあっても、不法所持に至らしめぬように覚せい剤原料を所持していないことを行政で確認する必要があるので、その旨を報告してください。

### 2 譲渡報告（法第30条の15第2項）

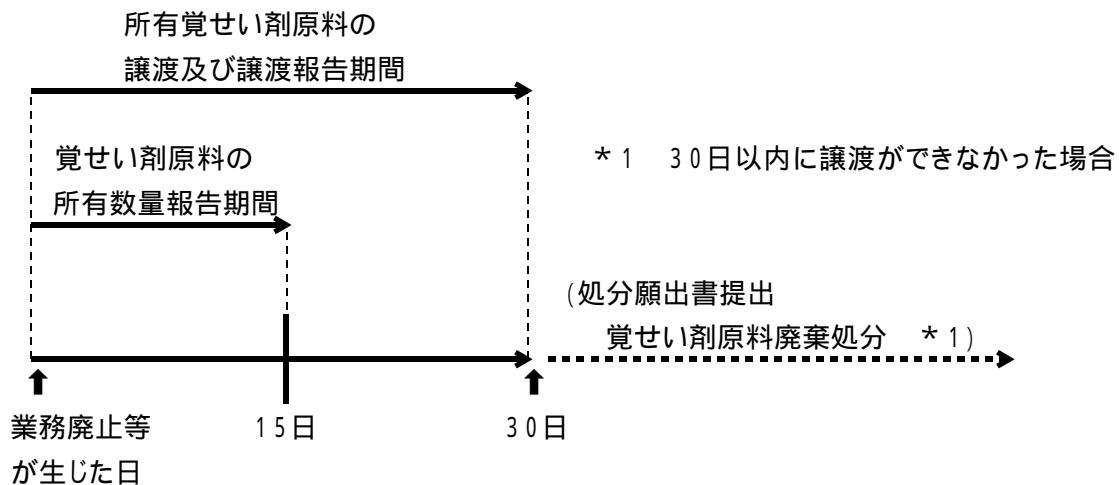
第10 業務廃止等 1において、所有数量報告をしなければならない者は、所有又は所持していた医薬品である覚せい剤原料を、事由が生じた日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者（覚せい剤原料取扱者、病院又は診療所の開設者、薬局開設者等）に譲り渡すことができます。

なお、譲り渡した場合は、「業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書（別記7様式P83.84）」により都道府県知事に報告しなければなりません。

譲り渡す際、相手方の資格をあらかじめ確認し、この譲渡・譲受についても譲渡証及び譲受証の交換を行う必要があります。

### 3 廃棄処分(法第30条の15第3項)

第10 業務廃止等 2において、30日以内に所有し又は所持していた医薬品である覚せい剤原料を譲り渡すことができなかった場合には、その者は、「業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書(別記8様式P85.86)」により都道府県知事に願い出て、すみやかに覚せい剤監視員の立会を求め、その指示を受けて医薬品である覚せい剤原料につき廃棄その他の処分をしなければなりません。



### 第11 立入検査(法第32条第2項)

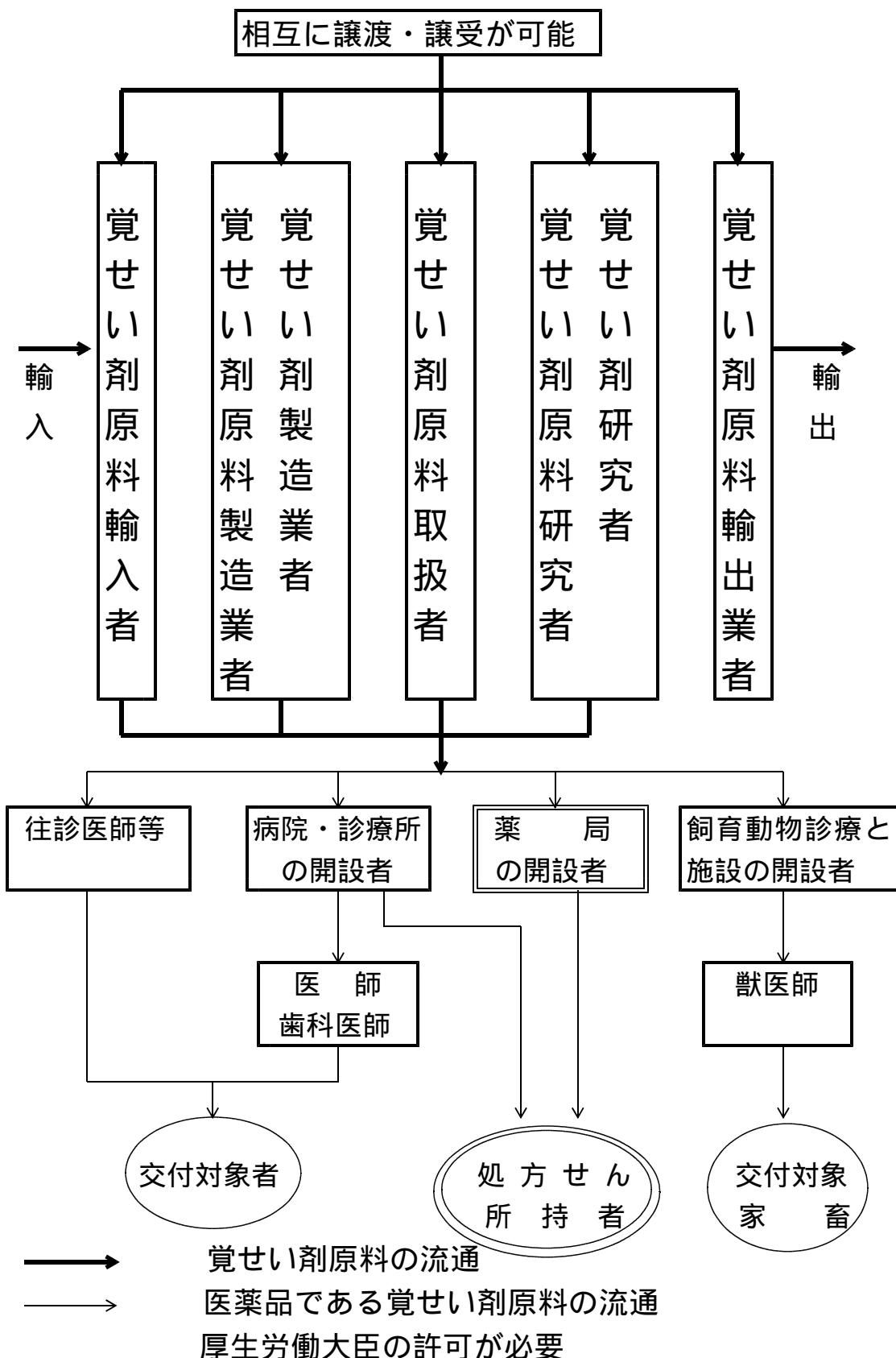
- (1) 立入検査は、覚せい剤原料の取締上必要があるときに行われ、犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- (2) 立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- (3) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の記述をした場合には処罰されることがあります。(法第42条の2第8号)

### 第12 その他

福島県における覚せい剤原料に関する届出等の受理は、保健所(県保健福祉事務所等)で取り扱っています。手続き等でわからない点がありましたら、保健所または県保健福祉部薬務課(電話 024-521-7233)にお尋ねください。

保健所一覧(P13)を参照

## 覚せい剤原料の流通経路(覚せい剤取締法)



## 麻薬小売業者免許申請書

麻薬業務所	所在地		
	名称		
麻薬施用者又は麻薬究者にあっては、從と して診療又は研究に從事する麻薬診療施設 又は麻薬研究施設	所在地		
	名称		
許可又は免許の番号	第号	許可又は免許 の年月日	年月日
申請者 (法人にあつては、 その業務を行なう役員を 含む。 この欠格事項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を 取り消されたこと。		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又は これに基づく処分に違反したこと。		
	(4) 後見開始の審判を受けていること。		
備考			

上記のとおり、免許を受けたいので申請します。

年 月 日

住 所  
〔法人の場合は主た  
る事務所の所在地〕  
ふりがな  
氏 名  
〔法人の場合はその  
名称と代表者名〕

印

福島県知事 様

薬局開設状況等の確認印

『記載例』

別記第1号様式(第一条関係)

福島県証紙 貼付

麻薬小売業者免許申請書

麻薬業務所		所在地	福島市杉妻町 番号	
		名称	ふくしま薬局	
麻薬施用者又は麻薬究者にあっては、從と して診療又は研究に従事する麻薬診療施設 又は麻薬研究施設		所在地		
		名称		
許可又は免許の番号		北保第 号	許可又は免許 の年月日	年 1月 1日
申請者 (法人にあつては、 その業務を行なう役員を 含む。 この欠格事項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を 取り消されたこと。	全員なし		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。	全員なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又は これに基づく処分に違反したこと。	全員なし		
	(4) 後見開始の審判を受けていること。	全員なし		
備考		旧麻薬免許番号 20-71B****		

上記のとおり、免許を受けたいので申請します。

更新の際は、旧免許  
番号の記載を行うこ  
と。

年 月 日

住 所  
〔法人の場合は主た  
る事務所の所在地〕 福島市杉妻町 番号  
ふりがな  
氏 名 株式会社 福島薬局  
〔法人の場合はその  
名称と代表者名〕 代表取締役社長 福島太郎

印

福島県知事 様

代表取締役社長  
の印

薬局開設状況等の確認印	保健所担当者が確認押印
-------------	-------------

(注意)

- 「許可又は免許番号」欄には、薬局の許可番号を記載すること。
- 「許可又は免許の年月日番号」欄には、薬局の許可年月日を記載すること。  
許可年月日とは、許可期間の始期年月日のことである。
- 欠格条項の(1)~(4)欄には、当該事実がない場合は、「なし」、法人にあっては業務を行う役員全員について当該事実がない場合は、「全員なし」と記載すること。  
当該事実がある場合は、役員の氏名と(1)欄は、その理由及び年月日、(2)欄はその罪、刑  
刑の確定年月日及び執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその確定年月日  
を、(3)欄はその違反の事実及び年月日を、(4)欄にあっては「いる」と記載すること。

## 診 断 書

氏 名			性 別	男	女
生年月日	大正 年 月 日		年 令	才	
	昭和				

上記の者について、下記のとおり診断します。

1 精神機能

精神機能の障害

明らかに該当なし 専門家による判断が必要  
 専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに  
 現在の状況（できるだけ具体的に）

---



---

2 麻薬又は覚せい剤の中毒

なし

あり

---



---

診断年月日	平成 年 月 日		詳細については別紙も可		
医 师	病院、診療所又は 介護老人保健施 設等の名称				
	所 在 地		電話番号 -		
	氏 名				

『記載例』

診 断 書

氏名	御山太郎	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 女
生年月日	大正 39年 10月 10日 	年令	42才

上記の者について、下記のとおり診断します。

1 精神機能

精神機能の障害

明らかに該当なし 専門家による判断が必要  
専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに  
現在の状況（できるだけ具体的に）

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2 麻薬又は覚せい剤の中毒

なし  
あり

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

診断年月日	平成21年 3月 15日	詳細については別紙も可
	病院、診療所又は 介護老人保健施 設等の名称	ふくしまいいざか診療所
医師	所 在 地	福島市飯坂町字 番地 電話番号 -
	氏 名	板倉三郎 記名、押印すること。 医師の個人名であること。

## 麻薬小売業者業務廃止届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名称		
氏 名			
業務(研究)廃止の事由 及びその年月日			

上記のとおり、業務を廃止したので免許証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所  
〔 法人にあっては主  
たる事務所の所在地 〕

届出義務者続柄

氏 名  
〔 法人にあっては名  
称と代表者の氏名 〕

印

福島県知事 様

連絡先	
電話番号	( )

『記載例』  
別記第3号様式(第三条関係)

## 麻薬小売業者業務廃止届

免許証の番号	第20-71B0**号	免許年月日	平成 20年 1月 1日
麻薬業務所	所 在 地	二本松市金色 番地の	
	名 称	あだち 薬局	
氏 名	丹羽 五郎		
業務(研究)廃止の事由 及 び そ の 年 月 日	薬局改築移転のため。平成20年10月1日		

上記のとおり、業務(研究)を廃止したので免許証を添えて届け出ます。

平成 21年 10月10日

住 所 二本松市金色 番地の

届出義務者続柄 本人

代表取締役社長の  
印

氏 名 有限会社あだち薬局

印

代表取締役社長 丹羽 五郎

福島県知事 様

(注意)	連絡先	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻薬免許証を添付すること。</li> <li>・麻薬現在量届を提出すること。</li> <li>・在庫があれば、麻薬譲渡届又は、麻薬廃棄届の手続きを行うこと。</li> <li>・麻薬免許取得者が死亡による届出の場合は、届出義務者が届出を行うこと。 例:妻、長男</li> </ul>	電話番号	( )

# 麻藥現在量屆

年 月 日

## 福島県知事 様

### 麻藥業務所 所在地

### 名 称

(届出義務者続柄)

## 氏名

EP

麻薬及び向精神薬取締法第36条 1/4 項の規定により、現に所有する麻薬について次のとおりお届けします。

品目	数量	品目	数量

## 届出が発生した理由

麻薬営業者の免許が効力を失った。

(麻薬小売施設) (麻薬小売施設)  
麻薬診療施設 が 麻薬診療施設 でなくなった  
麻薬研究施設 麻薬研究施設

## 麻薬営業者

麻薬診療施設の開設者が死亡した。(法人たるこれらの者が解散した。)  
麻薬研究施設の開設者

該当しない所は、---線で削除すること。

『記載例』

麻薬現在量届

平成21年9月30日

福島県知事 様

麻薬業務所 所在地 会津若松市城前 番地 号

名 称 株式会社 若松薬局

(届出義務者続柄) 本人

代表取締役社長  
の印で押印

氏 名 株式会社 若松薬局

印

代表取締役社長 若松 春夫

麻薬及び向精神薬取締法第36条  $\frac{1}{4}$  項の規定により、現に所有する麻薬について次のとおり

お届けします。

品 目	数 量	品 目	数 量
燐酸コデイン10倍散	23.5g	MSコンチン錠 60mg	18錠
アヘンチンキ	25.0ml	以下余白	
MSコンチン錠 10mg	35錠		
MSコンチン錠 30mg	25錠		

届出が発生した理由

麻薬営業者の免許が効力を失った。

(麻薬小売施設) (麻薬小売施設)  
麻薬診療施設 が 麻薬診療施設 でなくなった  
麻薬研究施設 麻薬研究施設

麻薬営業者

麻薬診療施設の開設者が死亡した。(法人たるこれらの者が解散した。)

麻薬研究施設の開設者

該当しない所は、---線で削除すること。

## 麻薬小売業者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻 薬 業 務 所		所在 地	
		名 称	
氏 名			
免 許 証 返 納 の 事 由 及 び そ の 年 月 日			
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名  (法人にあっては、名称)</p> <p>福島県知事 様</p>			
連 絡 先 電 話 番 号	( )		

『記載例』  
別記第4号様式(第四条関係)

麻薬小売業者免許証返納届

免許証の番号	第20-72B0**号	免許年月日	平成 20年 1月 1日
麻薬業務所	所在地	郡山市麓山 丁目 番地	
	名称	こおりやま 薬局	
氏名	石川 美晴		
免許証返納の事由 及びその年月日	有効期間満了 平成19年12月31日		
上記のとおり、免許証を返納したいので免許証を添えて届け出ます。			
平成 21年 1月 10日			
住所 郡山市大槻町 番地			
氏名 石川 美晴 印			
福島県知事 様			
(注意) 麻薬免許証を添付すること。			
連絡先 電話番号	( )		

## 麻薬小売業者者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
変更すべき事項				
変更前	麻薬業務所	所在地		
		名 称		
	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)			
	氏名(法人にあっては、名称)			
変更後	従たる施設	所在地		
		名 称		
	麻薬業務所	所在地		
		名 称		
住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)				
氏名(法人にあっては、名称)				
従たる施設	所在地			
	名 称			
変更の事由及びその年月日				

上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称)

印

福島県知事 様

薬事法に基づく変更届との確認者印		連絡先	
		電 話 番 号	( )

『記載例』

別記第5号様式(第五条関係)

麻薬小売業者免許証記載事項変更届

免許証の番号	第20-71C0**号		免許年月日	平成 20年 1月 1日
変更すべき事項			住所、氏名(法人の名称、所在地)の変更	
変更前	麻薬業務所	所在地	福島市杉妻町 番号	
		名称	いわしろ薬局	
	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)		伊達郡梁川町大字	番地
	氏名(法人にあっては、名称)		有限会社いわしろ薬局	
変更後	従たる施設	所在地		
		名称		
	麻薬業務所	所在地	福島市杉妻町 番号	
		名称	いわしろ薬局	
住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)		伊達郡保原町大字	番地	
氏名(法人にあっては、名称)		有限会社岩代薬局		
従たる施設	所在地			
	名称			
変更の事由及びその年月日			住所、氏名変更のため 平成20年3月1日	

上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。

平成 20年 3月 11日

住 所 伊達郡保原町大字 番地

有限会社岩代薬局

氏 名 代表取締役社長

保原 伊達雄

印

福島県知事 様

代表取締役社長の印

薬事法に基づく変更届 との確認者印		連絡先 電話番号	( )
----------------------	--	-------------	-----

保健所担当者が確認押印

(注意) 麻薬免許証を添付すること。

変更年月日から15日以内に届出ること。なお、遅延した場合は遅延理由書を添付すること。

## 麻薬営業者法人役員変更届

麻薬営業者の種類		免許番号	
麻薬業務所	所在地		
	名称		
変更前		変更後	
該当役員の欠格事項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと		
	(4) 後見開始の審判を受けていること		
備考			
<p>上記のとおり業務を行う役員に変更がありましたので、届け出ます。</p> <p>年　月　日</p> <p>住　所　　(主たる事務所の所在地)</p> <p>氏　名　　(名　称) <span style="float: right;">印</span></p> <p>福島県知事　　様</p>			

## 『記載例』

## 麻薬営業者法人役員変更届

麻薬営業者の種類		麻薬小売業	免許番号	第20-72B……号
麻薬業務所	所在地	須賀川市大字東町字		
	名称	鏡石薬局		
変更前	長沼 太 岩瀬 子 天栄 雄	変更後	長沼 太 岩瀬 子 須賀川 彦	
該当役員の欠格事項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと	なし		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと	なし		
	(4) 後見開始の審判を受けていること	なし		
備考	変更年月日 平成21年8月1日 → 変更年月日を備考欄に記載すること。			

上記のとおり業務を行う役員に変更がありましたので、届け出ます。

平成 21 年 8 月 10 日

住 所 (主たる事務所の所在地)  
須賀川市大字東町字

代表取締  
役社長の  
印で押印

氏 名 (名 称)  
株式会社 ケンチュウ

印

福島県知事 様

(注意) 欠格条項の(1)~(4)欄までに、当該事実がない場合は、「なし」、新たな役員が複数いる場合は、「全員なし」と記載すること。

・当該事実がある場合は、(1)欄は、その理由及び年月日、(2)欄はその罪、刑、刑の確定年月日及び執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄はその違反の事実及び年月日を、(4)欄にあっては、「ある」と記載すること。

新たな役員が複数いる法人にあっては、該当者の氏名を記載し、その他の者に当該事実がない場合は、「他の者はなし」と記載すること。

新たな役員の診断書及び業務を行う役員の代表者の記名捺印により証明された組織規定図又は業務分業を添付すること。(ただし、保健所に薬事法上の届出をした者は、その写の添付で差し支えない。)

変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。

・A4版とすること。

別記第6号様式(第六条関係)

福島県証紙 貼付

## 麻薬小売業者免許証再交付申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所在 地		
	名 称		
氏 名			
再 交 付 の 事 由 及 び そ の 年 月 日			
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人にあっては名称と代表者の氏名) </p> <p>福島県知事 様</p>			
連 絡 先 電 話 番 号	( )		

『記載例』

別記第6号様式(第六条関係)

福島県証紙 貼付

麻薬小売業者免許証再交付申請書

免許証の番号	第20-72B0**号	免許年月日	平成 20年 1月 1日
麻薬業務所	所在地	郡山市熱海町 番地	
	名称	ばんだいあたみ薬局	
氏 名		須賀川 夏美	
再交付の事由 及びその年月日		紛失のため 平成20年3月1日	
上記のとおり、免許証の再交付を申請します。			紛失した場合は、その事 情を明記した「てん末書」 を添付すること。
平成 21年 3月 10日			
住 所 郡山市熱海町 番地			
氏名 須賀川 夏美 			
福島県知事 様			
連絡先 電話番号	( )		

(注意) き損した場合はその免許証を添付すること。

再交付を受けた後に紛失した免許証を発見した場合は、15日以内にその免許証  
を返納すること。

## 別記第16号様式(法第十二条関係)

麻薬譲受証			平成 年 月 日			
譲受人の免許番号		譲受人の免許種類				
譲受人の氏名(法人にあっては名称)						印
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第一号	氏名			印
麻薬業務所	所在地					
	名称					
品名	容量	箇数	数量	備考		

『記載例』

別記第16号様式(法第十二条関係)

麻 薬 譲 受 証				平成 20年 8月 1日	
譲受人の免許番号	第20-71B**号		譲受人の免許種類	麻薬小売業者	
譲受人の氏名(法人にあっては名称)	株式会社 福島薬局 代表取締役社長 福島太郎			代表取締役 社長之印	印
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号		氏名	譲受人が法人の場合には、当該麻薬小売施設長の公印、又は公印に準ずるもの(麻薬専用印)を押印しても差し支えない。	
麻薬業務所	所在 地	福島市杉妻町 番号			
	名 称	ふくしま薬局			
品 名	容 量	箇 数	数 量	備 考	
MSコンチン錠 30mg	100T	2	200T		
以下余白					

# 麻 薬 譲 渡 届

年 月 日

福島県知事 様

麻薬業務所 所在地  
名 称  
(届出義務者続柄)  
氏 名

印

麻薬を譲渡したので、麻薬及び向精神薬取締法第36条  $\frac{3}{4}$  項の規定により、次のとおり  
お届けします。

免許証番号			免許年月日			
免許の種類						
譲渡した麻薬	品名	単位	数量	品名	単位	数量
免許証番号						
免許の種類						
譲渡先	麻薬	所在地				
	業務所	名 称				
氏 名						
住 所						
譲渡年月日						
譲渡の理由						

## 麻 薬 譲 渡 届

平成 21年 10月 3日

福島県知事 様

麻薬業務所 所在地 会津若松市城前 番地 号

名 称 株式会社 若松薬局

(届出義務者続柄) 本人

代表取締役社長の印で押印

氏 名 株式会社 若松薬局

印

代表取締役社長 若松 春夫

麻薬を譲渡したので、麻薬及び向精神薬取締法第36条  $\frac{3}{4}$  項の規定により、次のとおり  
お届けします。

免 許 証 番 号	第21-74B0**号		免許年月日	平成 21年 1月 1日							
免 許 の 種 類	麻薬小売業者										
譲 渡 し た 麻 薬	品 名	单 位	数 量	品 名	单 位	数 量					
	燐酸コデイン10倍散	g	23.5	MSコンチン錠 30mg	錠	25					
	アヘンチンキ	ml	25	MSコンチン錠 60mg	錠	18					
	MSコンチン錠 10mg	錠	35	以下余白							
免 許 証 番 号	第20-74B***号										
免 許 の 種 類	麻薬小売業者										
麻 薬 業 務 所	所在 地	会津若松市城前 番地 号									
	名 称	まつだいら薬局									
氏 名	株式会社松平薬局 代表取締役社長 松平容保										
住 所	会津若松市城前 番地 号										
譲 渡 年 月 日	平成 21年 10月 1日										
譲 渡 の 理 由	麻薬小売施設を廃止したため。(薬局を廃止したため。平成21年9月30日)										

## 麻薬廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名称		
廃棄しようとする 麻 薬	品 目	数 量	
廃棄年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
上記のとおり、廃棄をしたいので届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
届出義務者続柄			
氏 名			
印			
福島県知事 様			

『記載例』

別記第11号様式(第十条関係)

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第21-71B0**号										
免許の種類	麻薬小売業	氏名	平成 21年 1月 1日								
麻薬業務所	所在地	福島市御山町 番号									
	名称	有限会社 みやま薬局									
廃棄しようとする 麻 薬		品 目	数 量								
		MSコンチン錠 10mg 10%燐酸コデイン 以下余白	55錠 10.5g								
		保健所(保健福祉事務所)に連絡し廃棄日 を打ち合わせること。廃棄は、保健所担当者 の立会の下で実施することとなる。									
廃棄年月日		平成 年 月 日 空欄のまま									
廃棄の場所		有限会社 みやま薬局調剤室内									
廃棄の方法		放流(錠剤は粉碎後放流)									
廃棄の理由		陳旧化し、使用の見込みがないため。									
<p>上記のとおり、廃棄をしたいので届け出ます。</p> <p>平成 21年 9月 10日</p> <p>住 所 福島市御山町 番 号</p> <table border="1"> <tr> <td>届出義務者統柄</td> <td>届出を行う者が死亡、解散などした場合、相談人、清算人などがこの届出を行うこととなる。</td> </tr> <tr> <td>氏名 有限会社 みやま薬局</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を押印するが、公印( 薬局長印など)又は公印に準ずるもの(麻薬専用印)を押印して差し支えありません。</td> <td>代表取締役社長 山形 秋夫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代表取締役社長の印で押印</td> </tr> </table> <p>福島県知事 様</p>				届出義務者統柄	届出を行う者が死亡、解散などした場合、相談人、清算人などがこの届出を行うこととなる。	氏名 有限会社 みやま薬局	印	「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を押印するが、公印( 薬局長印など)又は公印に準ずるもの(麻薬専用印)を押印して差し支えありません。	代表取締役社長 山形 秋夫		代表取締役社長の印で押印
届出義務者統柄	届出を行う者が死亡、解散などした場合、相談人、清算人などがこの届出を行うこととなる。										
氏名 有限会社 みやま薬局	印										
「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を押印するが、公印( 薬局長印など)又は公印に準ずるもの(麻薬専用印)を押印して差し支えありません。	代表取締役社長 山形 秋夫										
	代表取締役社長の印で押印										

# 麻薬廃棄完了報告書

福島県知事 様

平成 年 月 日付け第 号を持って届出受理になった麻薬の廃棄については、  
平成 年 月 日完了したので、立会者と連名のうえ報告します。

平成 年 月 日

麻薬業務所所在地

名 称

執行者

免許の種類

氏 名

印

立会者 法第50条の38の権限を有する職員

職 名

氏 名

印

立会者

職 名

氏 名

印

『記載例』

## 麻薬廃棄完了報告書

福島県知事 様

平成21年 9月10日付け第 - 号を持って届出受理になった麻薬の廃棄については、

平成21年 9月12日完了したので、立会者と連名のうえ報告します。

平成21年 9月12日

麻薬業務所所在地 福島市御山町 番号  
名 称 有限会社みやま薬局

執行者

免許の種類 麻薬小売業  
有限会社みやま薬局 管理薬剤師

氏 名 山形 秋夫

印

立会者 法第50条の38の権限を有する職員

職 名 県北保健所 主任薬剤技師

氏 名 原 町 奈美恵

印

立会者

職 名 県北保健所 主査

氏 名 岩城 春彦

印

## 調剤済麻薬廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名称		
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日
廃棄の方法			
廃棄の理由			

上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。

年 月 日

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては名称)

印

電 話

福島県知事 様

『記載例』  
別記第19号様式(第十二条の三関係)

調剤済麻薬廃棄届

免許証の番号	第21-71B***号		免許年月日	平成 21年 1月 1日
免許の種類	麻薬小売業者		氏名	有限会社 みやま薬局
麻薬業務所	所在地	福島市御山町 番号		
	名称	有限会社 みやま薬局		
廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
	MSコンチソルト錠10mg	20T	21.9.29	
	MSコンチソルト錠30mg	18T	21.9.29	
	MSコンチソルト錠60mg 以下余白	2T	21.9.29	
廃棄の方法	粉碎後、放流			
廃棄の理由	患者家族からの返却分			

上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。

平成 21年 10月 10日

住所 福島市御山町 番号

氏名 有限会社 みやま薬局

印

「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を押印するが、公印( 薬局長印など)又は公印に準ずるもの(麻薬専用印)を押印して差し支えありません。

代表取締役社長 山形 秋夫

代表取締役社長の印で押印

福島県知事 様

## 麻薬事故届

免許証の番号	第号	免許年月日	平成年月日
免許の種類			
麻薬業務所	所在地		
	名称		
事故が生じた麻薬	品名	数量	
事故発生の状況 事故発生年月日 場所、事故の種類			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。			
年月日			
住 所			
氏 名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>			
福島県知事 様			
連絡先 電話番号	( )		

『記載例』

別記第18号様式(第十二条の二関係)

麻薬事故届

免許証の番号	第21-73B***号	免許年月日	平成 21年 1月 1日
免許の種類	麻薬小売業者		
麻薬業務所	所在地	白河市昭和町 番地	
	名称	白河 薬局	
事故が生じた麻薬	品名	数量	
	アヘンチンキ	3.5ml	
事故発生の状況 事故発生年月日 場所、事故の種類	平成 年 月 日 時 分頃、において、アヘンチンキを計量中、液量計を誤ってを床に落下し割ってしまった。なお、薬液は回収できなかった。		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。			回収がある場合は「麻薬廃棄届」を提出すること。
平成 21年 10月 2日			
住 所 白河市昭和町 番地 氏 名 有限会社 白河 薬局 			
「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を押印するが、公印(薬局長印など)又は公印に準ずるもの(麻薬専用印)を押印して差し支えありません。		代表取締役社長 白河 信	代表取締役社長の印で押印
福島県知事 様			
連絡先 電話番号		( )	

(注意) 麻薬を盗取された場合には、速やかに警察署に届け出ること。

事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨を記載し、届出の写しを保管しておくこと。

事故で回収した麻薬は、麻薬廃棄届を提出のこと。<流失、滅失等で回収不能の場合は事故届のみ>

## 麻藥受托等項

(自10月1日至9月30日)

年 月 日

## 福島県知事

樣

(免許の種類 麻薬 者)  
(免許証番号 第 - 号)

所在地  
名 称  
氏 名

印

## 第47条

第48条 の規定により次のとおりお届けします。

## 第49条

(毎年11月30日まで保健所を経由して提出すること)(1部は手もとに保存、2部提出すること)

『記載例』

# 麻薬受扱等届

(自10月1日 至9月30日)

平成21年10月15日

福島県知事

様

麻薬業務所

(免許の種類 麻薬 小売業者)  
(免許証番号 第21-71B\*\*\*\*号)  
所在地 福島市御山町 番号  
名称 有限会社 みやま薬局  
氏名 代表取締役社長  
山形 秋夫

代表  
取締役  
社長の印で  
押印

印

## 第47条

20年分の麻薬受扱状況について、麻薬及び向精神薬取締法 第48条 の規定により次のとおりお届けします。  
第49条

一  
一

品 名	期始在庫数量	受入数量	払出数量	期末在庫数量	備 考
10%リン酸コデイン散	10.5g	100	67.5	22	*1 21.3.9付廃棄届により2g廃棄
アヘンチンキ	7ml	25	9.1	22.9	
MSコンチン錠 10mg	8.5T	200	219	66	*2 事故届21.2.3(1T滅失)
MSコンチン錠 30mg	6.5T	100	121	44	
MSコンチン錠 60mg	4.5T	0	0	45	*3
以下余白					
	前期末在庫数量を記載すること。				

(毎年11月30日まで保健所を経由して提出すること)(1部は手もとに保存、2部提出すること)

\*1 廃棄届により廃棄した数量を備考欄に記載すること。調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載する必要はありません。

\*2 事故のあった麻薬については、その数量を事故届に記載してください。

\*3 1年間使用しなかった麻薬についても報告すること。また、届出期間中に麻薬を所有しなかった場合も「在庫・受扱なし」と記載すること。

# 麻薬受扱等届訂正願

年 月 日

福島県知事 様

麻薬業務所 所在地 :

麻薬業務所 名称 :

氏名 :

印

免許番号:(小売) 第 一 号

麻薬及び向精神薬取締法第47、48、49条の規定に基づき提出した平成 年麻薬年報

について、誤りがありましたので下記のとおり訂正くださるようお願いします。

## 1. 訂正事項

品名	期始在庫数量	受入数量	払出数量	期末在庫数量	備考
正					
誤					

## 2. 訂正の理由

『記載例』

## 麻薬受扱等届訂正願

平成 21年 11月 30日

福島県知事

様

麻薬業務所 所在地:白河市本町 番地

麻薬業務所 名称:白河 薬局

氏名:白河 信

印

免許番号:(小売) 第21-71B\*\*\*\*号

麻薬及び向精神薬取締法第47、48、49条の規定に基づき提出した平成18、19年麻薬年報について、誤りがありましたので下記のとおり訂正くださるようお願いします。

### 1. 訂正事項

品名	期始在庫数量	受入数量	払出数量	期末在庫数量	備考
正誤 M S コンチン錠10m	132T	200	142	190	平成19年
正誤 M S コンチン錠10m	132T	200	138	194	平成20年
正誤 M S コンチン錠10m	190T	0	128	62	平成20年
正誤 M S コンチン錠10m	194T	0	128	66	平成20年
以下余白					
					複数年度にわたるときは、年度を記載すること。

### 2. 訂正の理由

帳簿の記載誤りのため。

平成 年 月 日 病院からの処方せんに基づき、M S コンチン10mg 4錠を調剤し、患者に交付したが、帳簿記載を怠り、それ以降、麻薬調剤を行う患者がいなかったため、在庫を確認せず、帳簿に記載上の数量を報告してしまった。平成20年度の受扱届を提出する際に、在庫確認をしたところ、帳簿と在庫が合致しないことを発見、受け付けた以前の麻薬処方せんを調査したところ、帳簿に未記入であったことが判った。

# 麻薬帳簿の様式

品 名		单 位	
-----	--	-----	--

# 麻薬廃棄簿(補助簿)の様式

品名		单位		廢棄方法	
----	--	----	--	------	--

## 向 精 神 薬 事 故 届

免許証(登録)証の番号	第 号	免許(登録)年月日	年 月 日
免許証(登録)の種類			
向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等	所在地		
	名 称		
事故が生じた向精神薬	品 名	数 量	
事故発生の状況 事故発生年月日 場所、事故の種類			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
氏 名			
印			
福島県知事 様			

『記載例』

別記第35号様式(第四十一関係)

向 精 神 薬 事 故 届

免許証(登録)証の番号	第 号	免許(登録) 年 月 日	年 月 日
免許証(登録)の種類			
向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等	所在 地	白河市昭和町 番地	
	名 称	白河 薬局	
事故が生じた向精神薬	品 名	数 量	
	ハルシオン 0.125mg	184T	
	ハルシオン 0.25mg	268T	
	リーゼ 5mg 以下余白	1000T	
事故発生の状況 事故発生年月日 場所、事故の種類	平成 年 月 日 時 分頃、店舗裏口の鍵をこじ開けての侵入により、調剤室に鍵をかけて保管していた向精神薬の一部が持ち去られた。所轄の 警察署に盜難届提出済み。		

上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。

平成 21年 8月 6日

住 所 白河市昭和町 番地

氏 名 有限会社 白河薬局

印

「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を押印するが、法人の名称、並びに施設の長の職名、氏名を記載し、押印しても差し支えありません。

代表取締役社長 白河 信

代表取締役社長  
の印で押印

福島県知事 様

(注意) 麻薬を盗取された場合には、速やかに警察署に届け出ること。

別記1号様式  
(規則別記10号様式の3)

## 覚せい剤原料譲受証

譲受年月日

平成 年 月 日

譲受人

住所

氏名

印

指定の種類及び番号

譲渡人	住 所				
	氏 名				
使用の目的					
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考	

### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 譲受人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、  
その他にあっては一般的名称を記載すること。
- 余白には、斜線を引くこと。

## 『記載例』

別記1号様式

(規則別記10号様式の3)

## 覚せい剤原料譲受証

譲受年月日

平成21年 5月 1日

譲受人

薬局の所在地を記載すること。
薬局名を記載すること。
開設者、法人の場合は、法人名と 代表者名を記載のこと。

住 所 喜多方市 町 番地 押印  
喜多方西薬局  
氏 名 株式会社 喜多方薬局 印

代表取締役社長 磐梯 苗代

譲受人が法人の場合には、当該施設の長の職  
名、氏名を記載し、上記印を押印しても差し支え  
ありません。

指定の種類及び番号

覚せい剤原料取扱者の免許を有する薬局で、薬局製剤の製造用に使  
用する場合は「麻薬原料取扱者」の旨とその指定番号を記載してください。

譲渡人	住 所	会津若松市 町 番地			
	氏 名	株式会社 郡山卸薬品 (株式会社 郡山卸薬品)	代表取締役 会津営業所	桑野 開成	

使用の目的	調剤のため。 譲渡営業所の名称を( )で記載すること。				
	品 名	容 量	個 数	数 量	備 考

塩酸セレギリン錠 2.5mg	100錠	1箱	100錠	
以下余白				

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 譲受人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、  
その他にあっては一般的の名称を記載すること。
- 余白には、斜線を引くこと。

別記2号様式  
(規則別記10号様式の2)

## 覚せい剤原料譲渡証

譲渡年月日

平成 年 月 日

譲渡人

住所

氏名

印

指定の種類及び番号

譲受人	住所				
	氏名				
品名	容量	個数	数量	備考	

### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、  
その他にあっては一般的の名称を記載すること。
- 余白には、斜線を引くこと。

『記載例』

別記2号様式

(規則別記10号様式の2)

覚せい剤原料譲渡証

譲渡年月日

平成21年 5月 1日

譲渡人

営業所の所在地を記載すること。
営業所名を記載すること。
開設者、法人の場合は、法人名と 代表者名を記載のこと。

「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を  
押印するが、公印(当該施設長印など)又は公印  
に準ずるもの(覚せい剤原料専用印)を押印して  
も差し支えありません。押印

住 所 会津若松市 町 番地  
(株式会社郡山卸薬品会津営業所)  
氏 名 株式会社 郡山卸薬品 印  
代表取締役社長 桑野 開成

指定の種類及び番号 覚せい剤原料 取扱者 21-

譲受人が法人の場合には、当該施設の長の  
職名、氏名を記載し、上記を押印しても差し支え  
ありません。

譲受人	住 所	喜多方市 町 番地			
	氏 名	有限会社喜多方西薬局 代表取締役 磐梯 苗代			
	品 名	容 量	個 数	数 量	備 考
	塩酸セレギリン錠 2.5mg	100錠	1箱	100錠	
	以下余白				

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、  
その他にあっては一般的の名称を記載すること。
- 余白には、斜線を引くこと。

## 覚せい剤原料廃棄届出書

覚せい剤取締法第30条の13の規定により覚せい剤原料の廃棄を届出ます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

福島県知事 様

廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量	
廃棄の日時	
廃棄の場所	
廃棄の事由	
参考事項	

### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 申請が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。  
ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及び数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

## 『記載例』

別記4様式(規則別記第11号様式の2)

### 覚せい剤原料廃棄届出書

覚せい剤取締法第30条の13の規定により覚せい剤原料の廃棄を届出ます。

平成21年 5月20日

薬局の所在地を記入すること。

住 所 福島市杉妻町 番 号

薬局名を記載すること。

ふくしま薬局

開設者、法人の場合は、法人名と  
代表者名を記載のこと。

氏 名 株式会社 ふくしま薬局

印

代表取締役社長 福島 太郎

覚せい剤原料所有者が届け出ること。届出  
者が法人の場合、当該施設長(例えば、薬  
局長)が届け出ても差し支えありません。

「印」は、法人の場合は当該法人  
の印を押印するが、公印(薬局長印  
など)又は公印に準ずるもの(覚せい  
剤原料専用印)を押印しても差し  
支えありません。

福島県知事

様

廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量	塩酸セレギリン錠 2.5mg 78錠	
廃棄の日時	平成 年 月 日 空欄のまま	保健福祉事務所(保健所)に連絡し 廃棄日を打ち合わせること。廃棄 は、保健福祉事務所(保健所)担当 者の立会の下で実施することとな る。
廃棄の場所	ふくしま薬局 調剤室内	
廃棄の事由	有効期限切れのため	
参考事項	廃棄方法:粉碎後、放流	

#### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 申請が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。  
ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及び数量を、その他にあつては一般的な名称及びその数量を記載すること。

# 覚せい剤(覚せい剤原料)廃棄完了報告書

福島県知事 様

平成 年 月 日付け第 号を持って届出受理になった覚せい剤(覚せい剤原料)の  
廃棄については、平成 年 月 日完了したので、立会者と連名のうえ報告します。

平成 年 月 日

業務所名 所在地  
名 称

執 行 者

住 所

氏 名

印

立 会 者 覚せい剤監視員  
職 名  
氏 名

印

## 覚せい剤(覚せい剤原料)廃棄完了報告書

福島県知事 様

平成21年5月20日付け第 - 号を持って届出受理になった覚せい剤(覚せい剤原料)の廃棄については、平成21年5月24日完了したので、立会者と連名のうえ報告します。

平成21年 5月24日

業務所名 所在地 福島市杉妻町 番 号  
名 称 ふくしま薬局

### 執行者

住 所 福島市杉妻町 番 号 福島薬局 管理者  
氏 名 山 形 秋 夫 印

### 立会者

職 名 県北保健所 主任薬剤技師  
氏 名 原 町 奈美恵 印

別記5号様式  
(法第30条の14関係)

## 覚せい剤原料事故届出書

覚せい剤取締法第30条の14の規定により、覚せい剤原料の事故を届け出ます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

福島県知事 様

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
事故発生年月日			
事故発生場所			
品 名		数 量	事 故 の 状 況
参考事項			

### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 法人の場合は住所の欄には、当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

## 『記載例』

別記5号様式

(法第30条の14関係)

### 覚せい剤原料事故届出書

覚せい剤取締法第30条の14の規定により、覚せい剤原料の事故を届け出ます。

平成21年 6月20日

住 所 福島市杉妻町 番 号

氏 名 株式会社 ふくしま薬局

印

代表取締役社長 福島 太郎

覚せい剤原料所有者が届け出ること。届出者が法人の場合、当該施設長(例えば、薬局長、)が届け出ても差し支えありません。

「印」は、法人の場合は当該法人の印を押印するが、公印(薬局長印など)又は公印に準ずるもの(覚せい剤原料専用印)を押印して差し支えありません。

福島県知事 様

業 態	薬局	
業務所	所在地	福島市杉妻町 番 号
	名 称	ふくしま薬局
事故発生年月日	平成21年 6月19日	
事故発生場所	当該薬局調剤室内	
品 名	数 量	事 故 の 状 況
	塩酸セレギリン錠 2.5mg 1錠	6月19日 午後3時30分 当該薬局調剤室において、薬剤師が調剤中、錠剤を落し、踏み汚染させてしまった。回収した錠剤片については、6月20日付で「廃棄届」を提出
参 考 事 項		----- 回収がある場合は「覚せい剤原料廃棄届」を提出すること。 覚せい剤原料を盗取された場合は、速やかに警察署にも届け出ること。

#### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 法人の場合は住所の欄には、主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

## 業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の所有数量について、覚せい剤取締法第30条の15  
第1項の規定により、報告します。

平成 年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

印

福島県知事 様

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
報告の事由及び その事由の発生 年月日			

### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

## 『記載例』

別記6号様式(法第30条の15関係)

# 業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の所有数量について、覚せい剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

平成 21年 7月 2日

住 所 田村郡船引町 字 番地  
報告義務者続柄 本人  
氏 名 本郷 小町 印

・覚せい剤原料取扱者が  
死亡による届出の場合  
は、届出義務者が届出を  
行うこと。例:妻、長男

福島県知事 様

業 態		薬局
業務所	所在地	田村郡船引町 字 番地
	名 称	こまち薬局
品 名		数 量
塩酸セレギリン錠 2.5mg		30錠
報告の事由及び その事由の発生 年月日	薬局を廃止したため。(平成19年6月30日) 廃止した場合は、現在量がない場合も「在庫なし」で報告してください。	

### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

## 業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の譲渡について、覚せい剤取締法第30条の15第21の規定により、報告します。

平成 年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

印

福島県知事 様

業 態				
業務所	所在地			
	名称			
品 名	数 量	譲受人住所・氏名	法第30条の7による区分及び業種名	指 定 証 の 番 号
報告の事由及び その事由の発生 年月日				

## 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

## 『記載例』

別記7号様式

(法第30条の15関係)

### 業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の譲渡について、覚せい剤取締法第30条の15第21の規定により、報告します。

平成 21年10月 2日

住 所 いわき市 番地の

報告義務者続柄 本人

氏 名 泉 湯本

印

譲渡に際しては、必ず、「譲受証」、「譲渡証」の交換を行うこと。

福島県知事 様

業 態		薬局			
業務所	所在地	いわき市 番地の			
	名 称	なこそせき薬局			
品 名	数 量	譲受人住所・氏名	法第30条の7による区分及び業種名	指 定 証 の 番 号	
塩酸セレギリン錠 2.5mg	12	いわき市平 番 号 株式会社いわき薬局 代表取締役磐城史 朗	薬局		
報告の事由及び その事由の発生 年月日	薬局を廃止したため。(平成21年9月30日) 譲渡年月日 平成21年10月1日				

#### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

## 業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の処分について、覚せい剤取締法第30条の15第31の規定により、報告します。

平成 年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

印

福島県知事 様

業 態			
業務所	所在地		
	名称		
品 名		数 量	
報告の事由及び その事由の発生 年月日			

### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

## 『記載例』

別記8号様式(法第30条の15関係)

# 業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の処分について、覚せい剤取締法第30条の15第31の規定により、報告します。

平成 21年 8月 1日

住 所 田村郡船引町 字 番地  
報告義務者続柄 本人  
氏 名 本郷 小町 

福島県知事 様

保健福祉事務所(保健所)に連絡し廃棄日をうちあわせること。廃棄は、保健福祉事務所(保健所)担当者の立会の下で実施することとなる。

業 態	薬局		
業務所	所在地	田村郡船引町	字 番地
	名 称	こまち薬局	
品 名		数 量	
塩酸セレギリン錠 2.5mg		30錠	
報告の事由及び その事由の発生 年月日	薬局を廃止(平成21年6月30日)したが、30日以内に法に規定する者に譲渡ができなかったため。		

### 備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

## 帳簿の様式(覚せい剤原料)

品 名		单 位	
-----	--	-----	--

## 麻薬・向精神薬・覚せい剤原料の取り扱いに関するQ & A

### 【麻薬】

Q 1. 一度麻薬小売業者免許を受けた薬局が、有効期限後引き続き麻薬を扱うには、どの様な手続きが必要ですか。

A. 繼続して麻薬を取り扱うには、原則的に新規免許申請と同じ手続きが必要です。  
本県では、継続申請の該当者に対し、保健所から免許が切れる年の10月頃に「申請手続きについて」通知していますので、これに従ってください。  
また、詳細は、管轄する保健所にお問い合わせください。

Q 2. 法人の麻薬免許申請時に、麻薬業務関係役員組織図及び診断書等を添付しておりますが、新規申請ではなく、更新継続の際には、省略できませんか。

A. 省略できません。麻薬取扱者の免許は、更新性ではなく、その都度の申請となるので、継続して麻薬を取り扱うには、原則的に新規免許申請と同じ手続きが必要です。  
なお、麻薬取扱者の免許は、業務所ごとに行うこととなっており、業務所ごとに添付することとなります。同時にそれぞれの営業所で申請を行う場合、一方に原本が付されており、原本と突合が可能であれば、他方は写しであっても差し支えありません。

Q 3. 免許申請時、麻向法第3条第3項第2号の規定による欠格事項「罰金以上の刑に処せられ……」に関して、罰金は適用法如何を問わないとされていますが、公職選挙法、道路交通法は除かれるのですか。

A. 除かれません。  
麻向法第3条第3項第2号の規定は、死刑、懲役、禁錮及び罰金を意味し、違反に係る法令を問わないという趣旨です。この規定は、相対的欠格事由が存在する場合、免許の付与の可否は、厚生労働大臣や都道府県知事の裁量行為であることを規定したものです。  
なお、道路交通法の反則金は、罰金ではありません。

Q 4. 麻薬業務所である薬局が改築のため一時移転する場合は、どのような手続きが必要ですか。

A. 麻薬小売業者免許は、業務所(薬局)ごとに与えられるものですから、仮店舗において引き続き麻薬を取り扱うのであれば、薬局開設許可と同時に麻薬小売業者免許を取得する必要があります。  
また、移転前の店舗については、業務廃止後15日以内に、麻薬小売業者の「業務廃止届」と「業務廃止に伴う手続き」すなわち「麻薬現在量届」を提出しなければなりません。  
この際、所有している麻薬を新店舗にて使用するためには、業務廃止後50日以内に麻薬を仮店舗に引き継ぐための「麻薬譲渡届」の提出が必要です。

麻向法：麻薬及び向精神薬取締法

Q 5. 薬局の管理薬剤師に変更があった場合、麻薬小売業者としてどのような手続きが必要でしょうか。

A. 麻薬小売業者の免許関係では、管理薬剤師についての規定はありませんので、手続きの必要はありません。

Q 6. 個人の開設者が死亡し、薬局を相続した場合、相続した備蓄薬品中に麻薬があったときにはどのような手続きが必要ですか。

A. まず開設者が死亡してから15日以内に「麻薬現在量届」により保有麻薬の品名及び数量の届けをし、同時に麻薬小売業者の「業務廃止届」を提出しなければなりません。

さらに、相続した薬局において引き続き麻薬を取り扱うのであれば、50日以内に相続人は、新たに麻薬小売業者免許を取得し、免許取得後に残存麻薬を引き継ぐ届け出(「麻薬譲渡届」)を提出することが必要となります。

相続人が引き続き薬局を開設するものの、麻薬を取り扱わない場合は、「麻薬現在量届」と「業務廃止届」を提出し、所有する麻薬は「廃棄届」をするか、業務廃止後50日以内に同一都道府県内の麻薬営業者に譲り渡してください。譲り渡した場合は、15日以内に知事に「麻薬譲渡届」を提出してください。

Q 7. 麻薬小売業者の免許を有していた個人開設の薬局から法人開設に変更する場合、新たに麻薬小売業者の免許申請が必要でしょうか。またこの場合、現在所有している麻薬はどのように処理したらよいでしょう。

A. 新たに麻薬小売業者免許を取得する必要があります。また、旧個人開設の薬局の免許については、廃止後15日以内に「業務廃止届」及び「麻薬現在量届」の届出等が必要です。

また、保有する麻薬については変更後50日以内に「麻薬譲渡届」により免許を取得した新法人に譲渡して下さい。

Q 8. 麻薬小売業者の免許証を紛失したので、免許証の再交付を受けましたが、後日紛失していた免許証を発見しました。どのような手続きが必要ですか。

A. 免許証の再交付を受けた後に、紛失した免許証を発見した場合は、15日以内に「免許証返納届」とともに発見した免許証を返納してください。

Q 9. 当社の開設する薬局は隣の県境に近いため、調剤用の医薬品は隣県の医薬品卸売業者から購入しています。麻薬についてもこの業者から仕入れてよろしいですか。

A. 隣県に所在する麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けすることはできません。

麻薬の譲受けは、麻薬業務所が所在する都道府県内の麻薬卸売業者に限られています。

Q 10. 患者さんが麻薬の処方せんをお持ちになり、当該麻薬の在庫が本店にないときは、近くの当社の支店から一時借用して調剤してもよいですか。

A. 本店に在庫がないからといって支店から借用することはできません。

麻薬小売業者は、原則として麻薬業務所所在地の都道府県内にある麻薬卸売業者からしか麻薬の譲り受けはできません。

Q 11. 麻薬を購入する際には、あらかじめ譲受証を麻薬卸売業者に交付するか、または現品と引き替えに麻薬譲受証を交付することとされていますが、現品を受領した後に交付すべきものではないでしょうか。

A. 麻向法では、麻薬譲受証は単なる物の受領証ではなく、注文書の意味もあり麻薬卸売業者にとっては、この注文書の提出を受けることが麻薬を譲渡する法定事項とされています。

従って、麻薬譲受証は現品の受渡に先立って、又は現品と引き替えに相手方に交付しなければなりません。

また、注文する際は、麻薬卸業者と注文の行き違いがないように譲受書の写をFAXすることが望ましいです。

Q12. 麻薬は薬局が仕入れをした卸業者に返品することはできないのですか。

A. 返品はできません。

麻薬小売業者は原則として(地方厚生局長の許可を受け譲渡することはできますが、治験薬の返品等、特殊なケースに限られています。)麻薬処方せんの交付を受けた者に、その処方せんにより調剤された麻薬を交付する以外に麻薬を譲り渡すことはできません。

Q13. 麻薬小売業者が法人の場合、譲受証に法人(社)名、代表者名を記載し、代表者印を押印しなければなりませんか。

A. 原則はそのとおりです。

しかし、主たる事務所が業務所と異なる場所にあり、本社が遠隔地など事務上支障を来す場合は、本社においてあらかじめ店舗ごとに代表者印に準ずる麻薬専用印(店舗の公印となる印でも可)を作成し、店舗の管理者に預け使用しても差し支えありません。

なお、搾取防止のため、事前に取引をする麻薬卸業者に「代表者印に準ずる麻薬専用印」について連絡することが望ましいです。

Q14. 麻薬小売業者が、麻薬譲渡証をき損した場合はどうしたらよいですか。

A. 麻薬小売業者が、麻薬譲渡証をやむを得ない事由によりき損し、または亡失したときは、その事由を記載した文書(き損の場合は、その譲渡証を添える。)を譲渡側に交付し、麻薬譲渡証の再交付を受けてください。

Q15. 近くの診療所が全面的に院外に処方せんを発行することになり、在庫している医薬品の引き取り依頼がありました。その中に麻薬もありますが他の医薬品と一緒に譲り受けてもよろしいですか。

A. 診療所から麻薬を譲り受けることはできません。

麻薬小売業者は、原則として麻薬業務所と同一の都道府県内にある麻薬卸売業者以外からの譲り受けはできません。

Q16. 深夜の際、ほかの薬局へ麻薬を一時用立てることは可能ですか。

A. 深夜緊急といえども、麻薬をほかの麻薬小売業者に譲り渡すことは違法です。

麻薬小売業者は、原則として麻薬業務所と同一の都道府県内にある麻薬卸売業者以外からの譲り受けはできず、また、麻薬処方せんを所持する者以外に譲り渡しはできません。  
(同一開設者の薬局間でも同様に譲り渡すことはできません。)

ただし、あらかじめ申請により、麻薬小売業者間譲渡の許可を受けている麻薬小売業者間においては、必要最小限(調剤中に不足になった分)に限り譲受・譲渡できます。

(手続き方法等は、P11 第12 麻薬小売間譲渡譲受及びQ & A37~42参照)

Q17. 麻薬を取り扱う施設として、設備等で注意を要する点は何ですか。

A. 調剤室(施錠できること。)の人目につかない場所に麻薬専用保管庫を設置すること。  
容易に移動できる保管庫については移動できないよう固定すること。

保管庫には麻薬以外のもの、例えば、他の医薬品、麻薬帳簿、現金等と一緒に保管しないこと。  
などが挙げられます。

については、できるだけ多くの施錠があつた方が盗難されにくいこと。

については、重量金庫を金庫ごと盗取される事例があることからできるだけ固定して運び出さないようにすることが望ましい。

については、麻向法第34条の規定により麻薬(覚せい剤を除く)以外のものを一緒に保

管できないこと、及び麻薬帳簿を入れていて盗難にあった場合、盗取された麻薬の品名、数量が特定し難くなることの理由からです。  
上記の点に留意してください。

Q18. 麻薬保管庫の鍵はどこに保管すればよいですか。

A. 鍵の保管については、薬局の管理者等が責任を持って人目につかないところに保管してください。また、麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけてままにしないよう注意が必要です。

Q19. 麻薬保管庫に向精神薬や覚せい剤原料を明確に区画すれば一緒に保管してよいですか。

A. 麻薬保管庫には、覚せい剤を除く、麻薬以外は保管することはできませんので、一緒に保管することはできません。  
また、麻薬帳簿、現金、通帳、印鑑等も一緒に入れて保管することはできません。

Q20. 患者から提示された処方せんに不審な点がありますが、どのような処置をすれば良いでしょうか。

A. 一般の処方せん以上に注意して処方医に疑義照会してください。本県においても、偽造された処方せんを薬局に持ち込んだ例もあります。  
直ちに照合が不可能な場合、当該処方せんを預かった上で、後ほど来店をお願いするなどの処置で不正を防止した例もあります。  
また、そのような処方せんを受け付けた場合、最寄りの保健所か福島県保健福祉部薬務課へ通報して下さい。

Q21. MSコンチン徐放錠を半分に割って服薬させてもよいですか。

A. 硫酸モルヒネは徐放錠に製剤されていますから、半分に割ったり服用時に噛み割ったりすることは、血中濃度が急に上昇したり、効き目の持続する時間が短縮され、施用者の意図と異なる結果をもたらすことになるので、割ったり噛んだりしての服用はいけません。

Q22. モルヒネは、すべての痛みを取り除くことができるのでしょうか。

A. がんの痛みを100%取り除くことは不可能ですが、がんの痛みの90%以上に効果があるとされています。神経損傷に伴う神経の異常興奮によって起こる痛み、交感神経が関与する痛みには効きにくいといわれています。

Q23. 薬局(麻薬小売業者)において麻薬注射液を交付する際に注意することを教えてください。

A. 麻薬施用者の処方せんによる麻薬を麻薬処方せんにより麻薬小売業者が調剤(交換用連続注入器や輸液バックへの麻薬の充填)したものを交付する場合、乱用を防止する観点から必要以上の交換用連続注入器や輸液バックが交付されないよう注意してください。  
なお、アンプル入り麻薬注射剤をアンプルごと交付はしないでください。

Q24. 在宅医療のために交付された麻薬注射液の使用済み(未使用も含む。)の連続注入器が返却された場合も、施用残の扱いをするのですか。

A. バルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器は、最後まで使い切っても連続注入器内に若干量の麻薬注射薬が残りますので、使用済み(未使用を含む。)の連続注入器についても施用残として取り扱ってください。

施用残ですので、当該薬局の他の薬剤師又は職員の立会のもとで廃棄し、帳簿に返却した患者の氏名、返却及び廃棄の年月日、品名等について記載してください。

数量については、連続注入器の個数とおよその廃棄量(例えば、ほぼ全量、半量、微量、約10ml等)を記載してください。

なお、廃棄する場合は、次の補助簿に記載すると便利です。

補助簿(廃棄簿) P68参照

品名				単位	廃棄方法	
受入年月日	受入数量	廃棄年月日	立会人署名	備考		

Q25. 麻薬施用者が電話又はファックスにより麻薬小売業者に処方内容を伝える方法により、当該麻薬小売業者が麻薬を調剤することはできますか。

A. 麻薬処方せんの場合でも、ファックスにより送られてきた処方せんにより、調剤を開始できるようになりました。

電話により処方せんを訂正し、調剤することは差し支えありませんが、この場合、当該事項(照会内容、回答内容、相手の氏名、照会日時等)を処方せんの余白、診療録の備考に記入すべきことは当然です。なお、変更の内容が、処方薬や用量の変更など処方の重要な部分であるときは、電話連絡後、その変更部分につき処方せんを交付した医師に押印してもらうことが望ましいです。

Q26. 在宅の患者が死亡し、家族から飲み残した麻薬が返却された場合、どのようにすればよろしいでしょうか。

A. 在宅の患者が死亡した場合は、遺族から譲り受けた麻薬を廃棄することとなります。麻薬処方せんにより調剤された麻薬となりますので、他の薬剤師か職員の立ち会いのもとに焼却等再度回収が困難な方法で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

また、麻薬帳簿には麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるように、その麻薬の口座に返却された数量を( )をつける方法により記載し、残量には加えず、備考欄に譲り受けた相手の氏名、廃棄年月日、廃棄届出年月日を記載し、廃棄立会者が署名してください。

なお、麻薬廃棄簿(補助簿)を使用すると便利です。(P68 参照 Q24 参照)

Q27. 他の診療所に通院していた患者さんから飲み残した麻薬の処分を依頼された場合、どのように応対しどのように処分したらよいですか。

A. 他の施設から払い出された麻薬であっても処分することができますので、断らずに引き取ってください。この場合も、Q26と同様に処理してください。

Q28. 調剤ミスによる麻薬の廃棄手続きについて教えてください。

A. 調剤ミスによる麻薬は、「麻薬処方せんに基づいた麻薬」ではないため、麻向法第29条第2項に規定する麻薬処方せんにより調剤された麻薬ではありませんから、廃棄する前に県知事に「麻薬廃棄届」を提出し、麻薬監視員(保健所職員)の立会の下に廃棄してください。

なお、麻薬廃棄届出の際には、調剤ミスの経過、状況等を詳細に記載し、今後、このようなことのないよう十分に注意してください。

(調剤ミスにより所在不明になった麻薬については、「麻薬事故届」を県知事に提出してください。) 回収可→「麻薬廃棄届」 回収不可→「麻薬事故届」

Q29. 古くなった麻薬を廃棄したいのですが、どの様な手続きが必要ですか。

A. 古くなった麻薬、使用しなくなった麻薬、調剤ミスした麻薬などを廃棄するときは、あらかじめ「廃棄廃棄届」を県知事に提出し、麻薬監視員(保健所職員)の立会の下に廃棄してください。

Q30. 麻薬の事故にはどのようなものがありますか。

A. 破損・流失・飛散のほか、盜難・所在不明(原因不明)・騙取(偽せ処方せんにより騙し取られる等)・滅失(火事により燃えてしまう等)などが考えられます。

Q31 麻薬の盜難にあったらどうすれば良いですか。

A. すみやかに所轄警察署及び管轄保健所担当係に連絡し、その指示に従って下さい。警察には盜難届を、保健所には知事あての「麻薬事故届」を提出することとなります。

Q32. 調剤中に分包器から麻薬を取りこぼし、汚染してしまった場合、どのように処置すればよいのですか。

A. 飛散し汚染したものを回収したうえ、実際のグラム数を確認し、回収した分については、「麻薬廃棄届」を提出するとともに、回収できなかった分については、「麻薬事故届」を提出してください。

Q33 液剤の麻薬在庫量を月末に点検したところ帳簿上の数量と実際の在庫数量に誤差を発見しました。どのような処置をすればよいですか。

A. 麻薬の液剤(アヘンチンキ)の自然減量及び末、倍散の秤量誤差については、他の職員の立ち会いのもとに確認の上、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名してください。

Q34 麻薬小売業者の免許を受けている薬局ですが、麻薬処方せんによる 調剤依頼がなく、また麻薬の在庫もありません。このような場合でも、年間届を提出する必要がりますか。

A. 必要があります。年間届の書式の中で所有する麻薬の欄に「在庫なし」と記載し、届け出で下さい。

Q35 年間届を提出した後で記載に誤りのあることが判りました。どのように訂正すればよろしいですか。

A. 管轄する保健所担当係へ連絡の上、速やかに差し替えや訂正の手続き(「麻薬受払等届訂正願」の提出)をすることが必要です。

Q36 麻薬の記載された処方せんは、一般の処方せんと区別して保存する義務がありますか。

A. 麻薬処方せんを一般の処方せんと区別して保存する義務は法律上ありません。ただし、麻薬については、調剤後、管理上再確認等で調査する必要が生じる可能性もありますので、一般の処方せんと区別して保存することを勧めます。

Q37 麻薬小売業者が、近隣の麻薬小売業者数名と共同で麻薬小売業者間譲渡許可の申請を行う際の注意点を教えてください。

A. いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者でなければなりません。

この麻薬小売業者間譲渡許可は、急な麻薬処方せんに対し、麻薬の在庫不足から調剤できない場合に、共同して許可を得た麻薬小売業者間で麻薬を融通し、患者に迅速かつ円滑に麻薬を交付することができるよう配慮したものであって、麻薬小売業者が必要な麻薬を保有するという考えは変わるものではなく、また、不要な麻薬の備蓄を解消するためのものでもありません。

さらに、いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内である必要があり、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際の経路・距離・所要時間・移動方法、麻薬の需要量等を十分考慮した上で申請してください。

なお、福島県では申請書の受付を行いませんので、東北厚生局麻薬取締部に直接申請してください。(P11 第12 麻薬小売間譲渡譲受 参照)

Q38 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が、許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行う際の注意点について具体的に教えてください。

A. 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた業者間で、麻薬を譲渡・譲受する際には次の点に十分注意してください。

麻薬の在庫不足のために、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を譲渡・譲受する。

許可に当たって付される条件を遵守する。

譲渡・譲受を行う場合は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所とする。

麻薬の搬送については、それぞれの管理薬剤師又はその管理下で業務に従事する者が行うこととし、麻薬卸売業者や配送業者が行ってはならない。

塩酸モルヒネ10%散が不足している場合など、予製した麻薬ではなく原末を譲渡する。

散剤麻薬については、秤量して譲渡する。

不足していた麻薬の数量が、封が施された麻薬の数量以上であったときは、封が施されたままの麻薬を譲渡することも可能である。

Q39 麻薬小売業者間譲渡許可を得て譲渡する麻薬に表示は必要ですか。

A. 麻薬小売業者間譲渡許可によって譲渡される麻薬は、貸借ではなく零売として考えます。したがって、通常の医薬品として薬事法第55条第1項の規定が適用され、同法第50条から第54条までの規定に基づく表示が必要となります。なお、薬局間で調剤専用医薬品を分割販売する場合は、薬事法施行規則第216条による表示の特例があります。

Q40 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、新たに麻薬小売業者を許可対象に加える場合、どのようにすればよいのですか。

A. 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、許可業者以外の麻薬小売業者を含め、麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合、現に交付されている麻薬小売業者間譲渡許可書を返納するとともに、新たな麻薬小売業者間譲渡許可を共同して申請しなければなりません。

麻薬小売業者間譲渡許可書を返納する際には、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届を提出し、許可書の表面に許可が無効である旨及び返納年月日を記載した許可書の交付を受け、これを許可を受けた日から3年間保管してください。

Q41 麻薬小売業者間譲渡許可書の記載事項を変更する必要が生じた場合はどのようにすればよいのですか。

A. 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき(法第7条に規定する業務廃止等の届出等)、又は許可業者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、変更届書に必要事項を記載の上、変更届を提出すべき事由の発生を証明する書類(例:変更後の麻薬小売業者免許証等)及び全ての麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、東北厚生局長(東北厚生局麻薬取締部)に共同で届け出てください。

Q42 麻薬小売業者間譲渡許可に基づき行われる麻薬の譲渡・譲受は、「貸借」としての取扱いになるのですか。それとも「分割販売(零売)」としての取扱いになるのですか。

A. 麻薬小売業者間譲渡においても、麻薬の貸借は認められていません。麻薬小売業者間譲渡許可に基づく麻薬の譲渡については、麻薬以外の医薬品を薬局間で譲渡する場合と同様、いわゆる「零売」として取り扱うことになっています。

Q43 在宅患者の手もとに残った麻薬はどのように対処すべきですか。病院や薬局側から返却の要求をした方がよいのですか。

A. がんの告知の問題があり、残った麻薬の返却を家族に求めるか否かはケースバイケースで判断する必要がありますが、患者が麻薬を服用していることを家族に説明している場合には、自宅に残った麻薬を返却するよう求めてください。また、患者が麻薬を服用していることを家族が知らない場合には、あえて返却するよう求めなくても差し支えありません。患者の手もとに残っていないとの回答であった場合には、それ以上の対応は必要ないと考えます。

Q44 麻薬処方せんにより調剤した麻薬に、調剤過誤により容量不足および異物混入が判明したため、患者から麻薬を回収しましたが、  
(1)回収した麻薬の廃棄手続きはどうすればよいですか。  
(2)回収した麻薬の代わりに同量の麻薬を新たに調剤し、患者に交付してよいですか。

A. (1)について  
調剤過誤により処方されたものは、処方せんに基づき処方されたものではありませんので、当該回収した麻薬については、麻薬廃棄届による廃棄手続きを行ってください。  
(2)について  
交付はできません。  
新たな麻薬処方せんの交付を受け、調剤する必要があります。

## 【向精神薬】

Q45 薬事法による薬局の許可を受けた者は向精神薬卸売業者とみなされますが、手続きは不要ですか。また、向精神薬取扱責任者を管理薬剤師とする場合の届出手続きは不要ですか。

A. 手続きは不要です。

向精神薬卸売業者とみなされた者が置く向精神薬営業所ごとの向精神薬取扱責任者については、麻向法第50条の26第3項に基づき、薬事法に基づいて設置される管理薬剤師が向精神薬責任者とみなされます。

この場合、麻向法第50条の26第1項本文中において、麻向法第50条の20第4項の適用が除外されており、責任者の設置届出又は変更の届出は要しません。

Q46 薬局が個人から法人に変わった場合は、個人が所有していた向精神薬の取扱いはどうですか。

A. 薬事法で個人から法人の新たな薬局開設許可を取得することは当然ですが、向精神薬の取扱いについては、麻向法施行規則第36条第1項第8号の規定により、個人たる向精神薬取扱者が廃止後、50日以内に法人たる向精神薬取扱者に譲り渡すことができます。

なお、法人たる向精神薬取扱者は、個人たる向精神薬取扱者から譲り受けた第一種向精神薬及び第二種向精神薬について同法第50条の23に基づき、記録しなければなりません。

Q47 同一開設者が開設する薬局間の向精神薬の譲渡・譲受についても記録は必要ですか。

A. 同一開設者内の店舗間の移動であっても譲渡、譲受とみなされますので、第一種・第二種向精神薬の譲渡、譲受に関する記録が必要となります。

Q48 偽造された、いわゆるニセ処方せんに度々記載される向精神薬には、どのような薬品がみられますか。

また、誤って向精神薬を交付してしまった場合については事故届の対象となりますか。

A. 法の規定により、規制の厳しい第1種、第2種に分類された薬剤が多いようです。

例えば 塩酸メチルフェニデート(リタリン錠)

ペントバルビタールカルシウム(ラボナ錠)

また、第3種に指定されている薬剤では

トリアゾラム(ハルシオン等)、プロチゾラム(レンドルミン等)

などの短期作用型睡眠薬等が対象となっています。

患者が偽造、変造した向精神薬処方せんを薬局に提示し、薬局において向精神薬を交付してしまった場合は、詐取(詐欺)にあたり、盜難、強奪、脅取、及び詐欺であることが明らかな場合には、麻向法施行規則第41条第1項に規定する数量以下であっても事故届を提出するよう局長通知が出ておりますので、保健所に「事故届」を提出してください。

速やかに第一報を電話等で報告してください。

また、必ず警察署へも届け出してください。

なお、現在発見された偽造、変造した処方せんについては、用法等の記載不備が多いことから、必ず、記載不備な処方せんに対しては、処方医に対し、疑義照会を励行してください。

Q49 向精神薬事故届については、法人の場合、法人名称並びに施設の長の職名、氏名及び押印でも差し支えないとされていますが、届出様式には、施設の長の職名、氏名の記載欄がありませんが、どこに記載すればいいのですか。

A. 麻向法第35号様式の住所の欄に薬局の所在地を、氏名の欄に法人の名称、当該施設の長の職名(例えば、薬局長)氏名を記載し、押印してください。

Q50 偽造向精神薬処方せんに基づき向精神薬を交付してしまった場合については、事故届の対象となりますか。

A. 向精神薬事故届の対象となります。

平成2年8月22日付薬発第852号薬務局長通知「麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について」により、盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合には、麻向法施行規則第41条第1項に規定する数量以下であっても届け出ることが適当です。

また、周辺の薬局で同様の事案が発生する恐れもあり、速やかに向精神薬事故届を提出してください。

## 【覚せい剤原料】

Q51 覚せい剤原料の譲受証には、麻薬の譲受証と違い、業務所の所在地、名称を記載する欄がありませんが、どのように記載すればいいのですか。

また、法人名称並びに施設の長の職名、氏名及び押印(覚せい剤原料専用印等)でも差し支えないとされていますがこれも記載する欄がありませんがどうすればよいのですか。

A. 住所欄に薬局の所在地及び薬局の名称を記載してください。

また、法人の場合には、住所欄に薬局の所在地及び薬局の名称を記載し、氏名欄に法人名称並びに施設の長の職名、氏名を記載し、押印してください。

Q52 同一法人の薬局間で、医薬品である覚せい剤原料を、譲渡・譲受することはできますか。

A. 譲渡側が、覚せい剤原料取扱者等の指定を受けている場合はできますが、指定を受けていない場合は、同一法人であっても譲渡・譲受はできません。

Q53 譲渡証・譲受証はいつ交換するのですか。

A. 覚せい剤原料譲受証は単なる物の受領証ではなく、注文書の意味もありますので、麻薬譲受証と同様、あらかじめ譲受証を覚せい剤原料取扱者等に交付するか、または、現品と引き替えに覚せい剤原料譲受証を交付するか、いずれかの方法によってください。

なお、譲渡証・譲受証の交付を受けた者は、譲受け又は譲渡しの日から2年間保存しなければなりません。

また、注文する際は、譲渡を行う覚せい剤原料取扱者等と注文の行き違いがないように譲受書の写をFAXすることが望ましいです。

Q54. 薬局において、医薬品である覚せい剤原料の使用量、在庫量等を確認するうえで、どのような帳簿を作成したらいいですか。

A. 法律上の規定はありませんが、管理するうえで麻薬の帳簿と同様に  
譲り受けた品名、数量並びに年月日 譲り受けた相手の氏名  
譲り渡した品名、数量並びに年月日 交付した相手の氏名等  
交付した患者の氏名 事故届した品名、数量並びに年月日  
廃棄した品名、数量並びに年月日  
を記載してください。(P87 参照)

Q55. 調剤中に医薬品である覚せい剤原料を汚染してしまった場合の処理方法について、教えてください。

A. 保健所に連絡し、「覚せい剤原料廃棄届」を提出した後、覚せい剤監視員(保健所職員)の立会いの下に廃棄してください。

Q56. 覚せい剤原料取扱者の指定を受けている薬局は、開設者の異なる薬局に対し、覚せい剤原料の小分け販売をすることは、可能ですか。

A. 調剤目的で購入した医薬品である覚せい剤原料は、覚せい剤原料取扱者の指定を受けていても他社に譲り渡すことはできません。

<参考> 医療用麻薬廃棄方法一覧

品名	包装	組成	メーカー	廃棄方法
日本薬局方 アヘン末	5g	アヘン末	第一三共プロ ファーマ	水とともに下水に放流
日本薬局方 アヘン散	25g	1g中 アヘン末 0.1g	第一三共プロ ファーマ 武田	水とともに下水に法流
日本薬局方 アヘンチンキ	25mL	モルヒネ 1w / v%	第一三共プロ ファーマ 武田	水とともに下水に放流
日本薬局方 アヘン・トコン散 (ドーフル散)	25g	1g中 アヘン末0.1g トコン末0.1g	第一三共プロ ファーマ 武田	水とともに下水に放流
日本薬局方 アヘンアルカロイド塩酸塩 (オビアル)	5g	アヘンアルカロイド 塩酸塩	武田 (パンオピン)	水とともに下水に放流
日本薬局方 アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (オビアル注射液)	1mLx10A	1mL中 塩酸アヘン アルカロイド 20mg	第一三共プロ ファーマ 武田 (パンオピン皮 下注20mg) 田辺三菱	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 アヘンアルカロイド・ アトロビン注射液 (オビアト注射液)	1mLx10A	1mL中 アヘンアルカロイド 塩酸塩 20mg アトロビン硫酸塩 水和物 0.3mg	第一三共プロ ファーマ 武田 (パンアト皮下 注20mg) 田辺三菱	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 弱アヘンアルカロイド・ スコボラミン注射液 (弱オビスコ注射液)	1mLx10A	1mL中 アヘンアルカロイド 塩酸塩 20mg スコボラミン臭化 水素酸塩水和物 0.3mg	第一三共プロ ファーマ 武田 (弱パンスコ注) 田辺三菱	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 アヘンアルカロイド・ スコボラミン注射液 (オビスコ注射液)	1mL × 10A	1mL中 アヘンアルカロイド 塩酸塩 40mg スコボラミン臭化 水素酸塩水和物 0.6mg	第一三共プロ ファーマ 武田 (パンスコ注) 田辺三菱	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 モルヒネ塩酸塩水和物 (塩酸モルヒネ)	5g	モルヒネ塩酸塩水 和物	第一三共プロ ファーマ 塩野義 武田	水とともに下水に放流
日本薬局方 モルヒネ塩酸塩錠 (塩酸モルヒネ錠)	PTP80T 100T	1錠中 モルヒネ塩酸塩水 和物 10mg	大日本住友	粉碎して水とともに放流
パシーフカプセル30mg	30mg 50Cap 100Cap	1カプセル中 モルヒネ塩酸塩水 和物 30mg	武田	水やお湯に入れカプセルが融解したら、顆粒を乳鉢ですり潰して下水に放流
パシーフカプセル60mg	60mg 50Cap 100Cap	1カプセル中 モルヒネ塩酸塩水 和物 60mg		
パシーフカプセル120mg	120mg 50Cap 100Cap	1カプセル中 モルヒネ塩酸塩水 和物 120mg		
日本薬局方 モルヒネ塩酸塩注射液 10mg (塩酸モルヒネ注射液 10mg)	1mL × 10A	1mL中 モルヒネ塩酸塩水 和物 10mg	第一三共プロ ファーマ 塩野義 武田 大日本住友 (アンペック注) 田辺三菱	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 モルヒネ塩酸塩注射液 50mg (塩酸モルヒネ注射液 50mg)	5mL × 5A	5mL中 モルヒネ塩酸塩水 和物 50mg	武田	アンプルをカットして注射液を下水に放流
	5mL × 10A			

品名	包装	組成	メーカー	廃棄方法
日本薬局方 モルヒネ塩酸塩注射液 200mg (塩酸モルヒネ注射液 200mg)	5mL × 1A	5mL中 モルヒネ塩酸塩水 和物 200mg	塩野義 田辺三菱	アンプルをカットして注射液を下水に放流
	5mL × 5A		第一三共プロ ファーマ 塩野義 武田 大日本住友 (アンペック注) 田辺三菱	アンプルをカットして注射液を下水に放流
	5mL × 10A		田辺三菱	アンプルをカットして注射液を下水に放流
モルヒネ塩酸塩注射液 プレベノン注 50mgシリンジ	5mL × 5本	5mL中 モルヒネ塩酸塩水 和物 50mg	テルモ	プランジャー(押し子)を完全に押し切って、シリンジ内の残液を下流に放流
モルヒネ塩酸塩注射液 プレベノン注 100mgシリンジ	10mL × 5本	10mL中 モルヒネ塩酸塩水 和物 100mg		
日本薬局方 モルヒネ・アトロビン注射液 (モヒアト注射液)	1mL × 10A	1mL中 モルヒネ塩酸塩水 和物 10mg アトロビン硫酸塩 水和物 0.3mg	第一三共プロ ファーマ 武田 田辺三菱	アンプルをカットして注射液を下水に放流
モルヒネ塩酸塩坐剤 アンペック坐剤 10mg	10mg 50個	1個中 モルヒネ塩酸塩水 和物 10mg	大日本住友	目安: アンペック坐剤1個 + 温水量100mL以上 + 家庭用液体台所洗剤1mL / 温水 100mL 実例: アンペック坐剤200mg5個を50~60の温水約500mLに入れ、これに家庭用 液体台所洗剤約3mLを加えて、十分かき混ぜると坐剤は乳化状態になり、流 しに廃棄することができる。
モルヒネ塩酸塩坐剤 アンペック坐剤 20mg	20mg 50個	1個中 モルヒネ塩酸塩水 和物 20mg		
モルヒネ塩酸塩坐剤 アンペック坐剤 30mg	30mg 30個	1個中 モルヒネ塩酸塩水 和物 30mg		
モルヒネ塩酸塩内用液剤 オブソ内服液 5mg	5mg × 20包	1包2.5ml中 モルヒネ塩酸塩水 和物 5mg	大日本住友	水とともに下水へ放流
モルヒネ塩酸塩内用液剤 オブソ内服液 10mg	10mg × 20包	1包5ml中 モルヒネ塩酸塩水 和物 10mg		
モルヒネ硫酸塩徐放錠 MSコンチン錠 10mg	10mg 50T PTP 100T PTP 200T	1錠中 モルヒネ硫酸塩水 和物 10mg	塩野義	熱水中に錠剤を入れ30秒間放置した後、棒状のもので錠剤を潰し攪拌する。 次いで、この中に水を入れて冷却し、錠剤の溶解、崩壊を確認したのち、下水に 放流する。 MSコンチン錠の場合、熱水(60以上)で素錠は溶けますが、コーティング 皮膜の方は熱水には溶けず、水に溶けます。 このため、熱水中で一旦コーティング皮膜を棒状のもので壊し、素錠をほどほど に溶解または崩壊させた後、熱水を冷却してコーティング皮膜を溶解し廃棄する 手順です。
モルヒネ硫酸塩徐放錠 MSコンチン錠 30mg	30mg 50T PTP 100T	1錠中 モルヒネ硫酸塩水 和物 30mg		
モルヒネ硫酸塩徐放錠 MSコンチン錠 60mg	60mg 50T PTP 100T	1錠中 モルヒネ硫酸塩水 和物 60mg		
硫酸モルヒネ徐放錠 ビーガード錠 20mg	20mg PTP 14T PTP 50T	1錠中 硫酸モルヒネ 20mg	田辺三菱	錠剤を37以上的温水(10ml/1錠)に入れ、乳棒で2~3分軽く粉碎しながら かき混ぜる。 錠剤融解後、約5倍量の水を加えて、上澄みを注意深く下水に放流した後、 コーティング皮膜を廃棄する。
硫酸モルヒネ徐放錠 ビーガード錠 30mg	30mg PTP 14T PTP 50T	1錠中 硫酸モルヒネ 30mg		
硫酸モルヒネ徐放錠 ビーガード錠 60mg	60mg PTP 14T PTP 50T	1錠中 硫酸モルヒネ 60mg		
硫酸モルヒネ徐放錠 ビーガード錠 120mg	120mg PTP 14T PTP 50T	1錠中 硫酸モルヒネ 120mg		
モルヒネ硫酸塩徐放性製剤 カディアンカプセル 20mg	20mg PTP 50cap PTP 100cap	1カプセル中 モルヒネ硫酸塩水 和物 20mg	大日本住友	カプセル剤を37以上的温水(10mL/1cap)に入れ、崩壊するまで放置す る。 内容物の放出が認められたら、カプセルが溶解するまでときどき攪拌する。 カプセルが溶解後、液を除去し、残留物(粒状)に5倍量のエタノール(95%)を 加え、5~10分間攪拌する。 エタノールがない場合には、50~60の温水でペレットを湿らせて乳鉢粉碎し、最終的に製剤 (粒)1gあたり10mLの温水を加えて乳棒で3~5分かき混ぜることにより、ペレットが崩壊し、硫酸モルヒネが 溶解する。不溶性の皮膜は18号錠(目開き: 850um)で除去できる。 *粒のままでは乳棒により粒がはじき飛ばされる現象が生じるため注意を要する。また、多量の場合 も碎き難い。 白濁液に50~60の温水をエタノール量加え、残存した粒が溶解するまで攪 拌す る。 *以上の手順により、カプセル剤は液状となり、液は白濁しているが、硫酸モルヒネは完全溶解して いる。なお、ゼラチンカプセルの水に対する溶解性は、36以下で30分以上要するため、37以上
モルヒネ硫酸塩徐放性製剤 カディアンカプセル 30mg	30mg PTP 50cap PTP 100cap	1カプセル中 モルヒネ硫酸塩水 和物 30mg		
モルヒネ硫酸塩徐放性製剤 カディアンカプセル 60mg	60mg PTP 50cap PTP 100cap	1カプセル中 モルヒネ硫酸塩水 和物 60mg		

品名	包装	組成	メーカー	廃棄方法
モルヒネ硫酸塩徐放性製剤 カディアンスティック粒 30mg	30mg 50包	1スティック中 モルヒネ硫酸塩水 和物 30mg	大日本住友	(1)エタノールがある場合 ペレット重量に対して5倍量のエタノール(95%)に、ペレットを添加し、5~10分間 攪拌する。 攪拌後の白濁した液に50~60 の温水をエタノール量の3倍量加え、残存 した ペレットが溶解するまで攪拌する。 *以上の手順により、ペレットは液状となり、液は白濁しているが、硫酸モルヒネは完全溶解して いる。 消毒用エタノールを用いる場合は、95%の1.5倍量必要。 (2)エタノールがない場合 50~60 の温水でペレットを湿らせて乳鉢粉碎し、最終的に製剤(粒)1gあたり 10mLの温水を加えて乳棒で3~5分かき混ぜることにより、ペレットが崩壊し、硫酸 モルヒネが溶解する。不溶性の皮膜は18号篩(目開き:850um)で除去できる。 *粒のままでは乳棒により粒がはじき飛ばされる現象が生じるため注意を要する。また、多量の
モルヒネ硫酸塩徐放性製剤 カディアンスティック 60mg	60mg 50包	1スティック中 モルヒネ硫酸塩水 和物 80mg		
モルヒネ硫酸塩徐放性製剤 カディアンスティック 120mg	120mg 50包	1スティック中 モルヒネ硫酸塩水 和物 120mg		
モルヒネ硫酸塩水和物徐放性細 粒 モルペス細粒2%	0.5g 40包	1包中 モルヒネ硫酸塩水 和物 10mg	藤本	
モルヒネ硫酸塩水和物徐放性細 粒 モルペス細粒6%	20g	1g中 モルヒネ硫酸塩水 和物 20mg		細粒をすりつぶして水とともに下水に放流
モルヒネ硫酸塩徐放性カプセル MSツワイスロン カプセル10mg	10mg PTP 40cap 10mg PTP 100cap	1カプセル中 モルヒネ硫酸塩水 和物 10mg	帝国	先ず、カプセルをはずし、内容物(顆粒)と空カプセルとに分けて下記手順にて 廃棄してください。 カプセル内の顆粒の廃棄方法 1)内容物(顆粒)を少量のエタノールで溶かしてください。 2)その後、多量の水で十分に希釈してください。 3)希釈した液を廃棄(下水に流す)してください。 空カプセルの廃棄方法 顆粒を取り出した後の空カプセルは、通常の医薬品と同様に廃棄してください。 なお、カプセルを処理する場合には、下記の手順に従ってください。 1)空カプセルをお湯にて時々攪拌しながら溶かしてください。 2)目視にて完全に溶解したことを確認してください。 3)溶解した液を廃棄(下水に流す)してください。
モルヒネ硫酸塩徐放性カプセル MSツワイスロン カプセル30mg	30mg PTP 40cap 30mg PTP 100cap	1カプセル中 モルヒネ硫酸塩水 和物 30mg		
モルヒネ硫酸塩徐放性カプセル MSツワイスロン カプセル60mg	60mg PTP 40cap 60mg PTP 100cap	1カプセル中 モルヒネ硫酸塩水 和物 80mg		
日本薬局方 エチルモルヒネ塩酸塩 水和物(塩酸エチルモルヒ ネ)	1g	エチルモルヒネ塩 酸塩水和物	第一三共プロ ファーマ	水とともに下水に放流
日本薬局方 コデインリン酸塩水和物 (リン酸コデイン)	5g 25g	コデインリン酸塩 水和物	第一三共プロ ファーマ 塩野義 武田 田辺三菱	水とともに下水に放流
日本薬局方 コデインリン酸塩散10% (リン酸コデイン散 10%)	50g 100g	1g中 リン酸コデイン 100mg	第一三共プロ ファーマ 塩野義 大日本住友 武田 田辺三菱	水とともに下水に放流
日本薬局方 コデインリン酸塩錠 (リン酸コデイン錠)	50T 100T	1錠中 コデインリン酸塩 水和物 20mg	第一三共プロ ファーマ 武田	粉碎して水とともに下水に放流
日本薬局方 ジヒドロコデインリン酸塩 (リン酸ジヒドロコデイン)	5g	ジヒドロコデインリ ン酸塩	第一三共プロ ファーマ 塩野義 武田 田辺三菱	水とともに下水に放流
日本薬局方 ジヒドロコデインリン酸塩 散10% (リン酸ジヒドロコデイン散10%)	50g	1g中 ジヒドロコデイン酸 塩 100mg	第一三共プロ ファーマ 塩野義 武田	水とともに下水に放流

品名	包装	組成	メーカー	廃棄方法
日本薬局方 複方オキシコドン注射液 (複方ヒコデノン注射液)	1mL × 10A	1mL中 オキシコドン塩酸 塩水和物 8mg ヒドロコタリニン塩 酸塩水和物 2mg	武田 (パビナール注)	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 複方オキシコドン・アトロビン注射 液 (ヒコアト注射液)	1mL × 10A	1mL中 オキシコドン塩酸 塩水和物 8mg ヒドロコタリニン塩 酸塩水和物 2mg アトロビン硫酸塩 水和物 0.3mg	武田 (パビナール・ アトロビン注)	アンプルをカットして注射液を下水に放流
オキシコドン塩酸塩散 オキノーム散 0.5%	0.5g 30包	1包中 オキシコドン塩酸 塩(無水物) 2.5mg	塩野義	水とともに下水に放流
	1g 30包	1包中 オキシコドン塩酸 塩(無水物) 5mg		
オキシコドン塩酸塩徐放錠 オキシコンチン錠 5mg	5mg 50T PTP 100T	1錠中 オキシコドン塩酸 塩水和物5.77mg (無水物として5mg に相当)	塩野義	焼却する。 又は、 熱水中に錠剤を約30秒間放置し、棒状の物で、錠剤を細かく潰し攪拌する。 次いで、この中に水を入れて冷却し、錠剤の崩壊を確認した後、下水に放流する。
オキシコドン塩酸塩徐放錠 オキシコンチン錠 10mg	10mg 50T PTP 100T	1錠中 オキシコドン塩酸 塩水和物11.54mg (無水物として 10mgに相当)		
オキシコドン塩酸塩徐放錠 オキシコンチン錠 20mg	20mg 50T PTP 100T	1錠中 オキシコドン塩酸 塩水和物23.07mg (無水物として 20mgに相当)		
オキシコドン塩酸塩徐放錠 オキシコンチン錠 40mg	40mg 50T PTP 100T	1錠中 オキシコドン塩酸 塩水和物46.14mg (無水物として 40mgに相当)		
オキシメテバノール錠 メテバニール錠 2mg	100T	1錠中 オキシメテ バノール2mg	第一三共プロ ファーマ	粉碎して水とともに下水に放流
日本薬局方 コカイン塩酸塩 (塩酸コカイン)	5g	コカイン塩酸塩	塩野義 武田	水とともに下水に放流
日本薬局方 ペチジン塩酸塩 (塩酸ペチジン)	1g	ペチジン塩酸塩	田辺三菱 (オビスタン原 末)	水とともに下水に放流
日本薬局方 ペチジン塩酸塩注射液 (塩酸ペチジン注射液)	35mg 1mL × 10A	1mL中 ペチジン塩 酸塩 35mg	武田 田辺三菱 (オビスタン注 射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流
	50mg 1mL × 10A	1mL中 ペチジン塩 酸塩 50mg		
弱ペチロルファン注射液	1mL × 10A	1mL中 ペチジン塩 酸塩 35mg レバロルファン酒 石酸塩 0.4375mg	武田	アンプルをカットして注射液を下水に放流
ペチロルファン注射液	1mL × 10A	1mL中 ペチジン塩 酸塩 50mg レバロルファン酒 石酸塩 0.625mg	武田	アンプルをカットして注射液を下水に放流
フェンタニル注射液 0.1mg	2mL × 10A	2mL中 ケエン酸フェンタニ ル 0.157mg (フェ ンタニルとして 0.1mg)	第一三共プロ ファーマ ヤンセンファー マ	アンプルをカットして注射液を下水に放流
フェンタニル注射液 0.25mg	5mL × 5A	5mL中 ケエン酸フェンタニ ル 0.3925mg (フェンタニルとし て0.25mg)		
フェンタニル注射液 0.5mg	10mL × 5A	10mL中 ケエン酸フェンタニ ル 0.785mg (フェ ンタニルとして 0.5mg)		

品名	包装	組成	メーカー	廃棄方法
経皮吸収型持続性 癒疼痛治療剤 デュロテップパッチ 2.5mg	2.5mg 5枚	1枚中 フェンタニル 2.5mg	ヤンセンファーマ	使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。 未使用製剤の廃棄 (貼付直後、上手く貼付できずに剥がれた場合やライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む) ・パッチを焼却してください。 ・焼却できない場合は、ゴム手袋を必ず着用し、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りした後、ハサミを用いて切れ目を入れるなどし、内容物(ゲル)を放流の上、パッチ本体は通常の医薬品と同様に廃棄してください。 シュレッダーを使用した廃棄は行わないでください。 万が一、内容物(ゲル)が皮膚等に付着した場合には、その部分を流水で十分に洗い流してください。 使用済み製剤の廃棄 (施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合も含む) ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄してください。シュレッダーを使用した廃棄は、行わないでください。
経皮吸収型持続性 癒疼痛治療剤 デュロテップパッチ 5mg	5mg 5枚	1枚中 フェンタニル 5mg		
経皮吸収型持続性 癒疼痛治療剤 デュロチップパッチ 7.5mg	7.5mg 5枚	1枚中 フェンタニル 7.5mg		
経皮吸収型持続性 癒疼痛治療剤 デュロテップパッチ 10mg	10mg 5枚	1枚中 フェンタニル 10mg		
経皮吸収型持続性 癒疼痛治療剤 デュロチップMTパッチ 2.1mg 4.2mg 8.4mg 12.6mg 16.8mg	5枚	1枚中 フェンタニル 2.1mg 4.2mg 8.4mg 12.6mg 16.8mg	ヤンセンファーマ	使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。 未使用製剤の廃棄 (貼付直後、上手く貼付できずに剥がれた場合やライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む) ・パッチを焼却してください。 ・焼却できない場合は、ゴム手袋を必ず着用し、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りした後、ハサミを用いて裁断し通常の医薬品と同様に廃棄してください。シュレッダーを使用した廃棄は行わないでください。 使用済み製剤の廃棄 (施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合も含む) ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄してください。シュレッダーを使用した廃棄は、行わないでください。
ノイロレプトアナルゲシア用麻酔剤 タラモナール	2mLX10A	1mL中 フェンタニールケイソニウム塩酸塩 0.0785mg (フェンタニールとして0.05mg)ドロペリドール 2.5mg	第一三共プロファーマ	アンプルをカットして注射液を下水に放流
アルチバ静注用 2mg	2mg × 5V	1バイアル中 レミフェンタニール塩酸塩 2.2mg (レミフェンタニールとして2mg)	ヤンセンファーマ	溶解後、注射液を下水に放流
アルチバ静注用 5mg	5mg × 5V	1バイアル中 レミフェンタニール塩酸塩 5.5mg (レミフェンタニールとして5mg)		
ケタラール静注用 200mg	20mL × 1V 20mL × 10V	1mL中 ケタミン塩酸塩 11.5mg (ケタミンとして1mL中10mg、1バイアル20mL中200mg)	第一三共プロファーマ	開封して、注射液を下水に放流
ケタラール静注用 500mg	10mL × 1V 10mL × 10V	1mL中 ケタミン塩酸塩 57.6mg (ケタミンとして1mL中50mg、1バイアル10mL中500mg)		

廃棄物は、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、下水道法等により規制されていますが、廃棄物及び排水に関する規制は自治体により若干異なることもありますので、排出規制に十分ご留意の上、適正に廃棄してください。

出典:東京都健康局食品医薬品安全部作成 「医療用麻薬廃棄方法一覧」

(参考)

## 麻薬取扱者免許証番号について

平成12年10月以降、次の10桁の免許証番号となっております。

第\_\_\_\_\_号

### アンダーライン部分の内容

は、数字の記載となっており、免許の有効期間の始期年を示しています。

例：20 平成20年免許で有効期限は21年12月31日まで

21 平成21年免許で有効期限は22年12月31日まで

は、数字の記載となっており、保健所名（免許を申請した際の経由保健所名）を示しています。

は、アルファベット記載となっており麻薬免許の区分を示しています。

例

	保健所名
70	南会津
71	県北
72	県中
73	県南
74	会津
75	相双
32	いわき市

	免許区分
A	卸売業者
B	小売業者
C	施用者（医師）
D	施用者（歯科医師）
E	施用者（獣医師）
F	管理者
G	研究者

は、数字の記載になっており、各保健所ごと、各区分（卸売業者・・・等）ごとに、それぞれ（0001）からの連番で記載されています。

例：71A0001, 71A0002, ·····等

### 注意

免許有効期間中、施用者（医師及び歯科医師）の転勤等に伴い管轄保健所が変更となり、「免許証記載事項変更届」を提出した場合でも、麻薬取扱者免許番号は、引き続き同番号で管理されることとなりますので御注意願います。

例：県北保健所管内の施用者（医師）免許番号（71C0001）を取得している者が、県中保健所管内の業務所に移動し、「免許証記載事項変更届」を提出し免許証を書き換えた場合でも、免許番号は、「71C0001」のままとなります。